

令和3年第3回京丹波町議会定例会（第4号）

令和3年9月22日（水）

開議 午前 9時00分

1 議事日程

- 第 1 諸般の報告
- 第 2 議案第64号 京丹波町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について
- 第 3 議案第65号 京丹波町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 諮問第 5号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 5 議案第55号 京丹波町立認定こども園条例の制定について
- 第 6 議案第56号 京丹波町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等を定める条例の制定について
- 第 7 議案第57号 京丹波町立認定こども園の開設に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 第 8 議案第58号 過疎地域における京丹波町税条例の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第59号 京丹波町過疎地域自立促進特別事業基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第60号 令和3年度京丹波町一般会計補正予算（第5号）
- 第11 議案第61号 令和3年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第12 議案第62号 令和3年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第13 議案第63号 令和3年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第1号）
- 第14 認定第 1号 令和2年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第15 認定第 2号 令和2年度京丹波町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第16 認定第 3号 令和2年度京丹波町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第17 認定第 4号 令和2年度京丹波町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第18 認定第 5号 令和2年度京丹波町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定につ

- いて
- 第 1 9 認定第 6 号 令和 2 年度京丹波町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 第 2 0 認定第 7 号 令和 2 年度京丹波町育英資金給付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 第 2 1 認定第 8 号 令和 2 年度京丹波町町営バス運行事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 第 2 2 認定第 9 号 令和 2 年度京丹波町須知財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 第 2 3 認定第 1 0 号 令和 2 年度京丹波町高原財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 第 2 4 認定第 1 1 号 令和 2 年度京丹波町桧山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 第 2 5 認定第 1 2 号 令和 2 年度京丹波町梅田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 第 2 6 認定第 1 3 号 令和 2 年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 第 2 7 認定第 1 4 号 令和 2 年度京丹波町質美財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 第 2 8 認定第 1 5 号 令和 2 年度国保京丹波町病院事業会計決算の認定について
 - 第 2 9 認定第 1 6 号 令和 2 年度京丹波町水道事業会計決算の認定について
 - 第 3 0 請願第 1 号 消費税インボイス制度の実施中止を求めるよう国に働き掛ける意見書提出を求める請願書
 - 第 3 1 発委第 3 号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書
 - 第 3 2 発委第 4 号 京丹波町域の活性化に向けた地域鉄道の維持・充実を求める決議
 - 第 3 3 特別委員会報告
 - 第 3 4 閉会中の継続調査について

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（15名）

1 番	岩 田 恵 一 君
2 番	野 口 正 利 君
3 番	谷 口 勝 已 君
4 番	隅 山 卓 夫 君
5 番	村 山 良 夫 君
6 番	坂 本 美 智 代 君
7 番	鈴 木 利 明 君
8 番	西 山 芳 明 君
9 番	北 尾 潤 君
1 1 番	東 まさ子 君
1 2 番	山 田 均 君
1 3 番	谷 山 眞 智 子 君
1 4 番	篠 塚 信 太 郎 君
1 5 番	森 田 幸 子 君
1 6 番	梅 原 好 範 君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（21名）

町	長	太 田 昇 君
副 町	長	谷 俊 明 君
参 事		中 尾 達 也 君
参 事		山 森 英 二 君
企 画 財 政 課 長		松 山 征 義 君
総 務 課 長		長 澤 誠 君
税 務 課 長		中 井 伸 幸 君
住 民 課 長		久 木 寿 一 君
福 祉 支 援 課 長		岡 本 明 美 君
健 康 推 進 課 長		永 海 貴 子 君

こども未来課長	木 南 哲 也 君
医療政策課長	豊 嶋 浩 史 君
農林振興課長	大 西 義 弘 君
にぎわい創生課長	栗 林 英 治 君
土木建築課長	山 内 和 浩 君
上下水道課長	中 川 豊 君
会計管理者	十 倉 隆 英 君
瑞穂支所長	上 林 太 志 君
和知支所長	藤 井 雅 文 君
教 育 長	樹 山 静 雄 君
教 育 次 長	堂 本 光 浩 君

6 欠席執行部（0名）

7 出席事務局職員（2名）

議会事務局長	堀 友 輔
書 記	山 口 知 哉

開議 午前 9時00分

○議長（梅原好範君） 皆さん、おはようございます。

本日の会議は、新型コロナウイルス感染予防の関係で、3つの密（密集、密接、密閉）をできる限り避けるために、出席者の入場前の検温、手指消毒を行い、出席者及び傍聴者におかれてもマスク着用としております。

ほかにも、感染防止対応のため、議場内の空気換気をさせていただいております。また、水筒等での飲料の持込みを許可しております。

傍聴席におきましては、傍聴席を1席ずつ離れた配置にしております。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

あわせて、今回の議事運営につきましても、3密の状況を回避するために、議員の皆様並びに執行部の皆様におかれては、今回の議案に対して、簡潔明瞭な説明及び質疑応答をいただき、スムーズな会議の進行に努めていただきますよう、いま一度、皆様方にご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は15名であります。

定足数に達しておりますので、令和3年第3回京丹波町議会定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、諸般の報告》

○議長（梅原好範君） 日程第1、諸般の報告を行います。

本会期中に各委員会が開催され、提出議案の審査や所管事業及び付託議案等の審査が行われました。

9月17日に、議会運営委員会が開催され、本定例会最終日の運営について協議されました。また、同日に全員協議会が開催されました。

本日の本会議に、京丹波町ケーブルテレビの撮影・収録を許可したので報告します。

以上で、諸般の報告を終わります。

《日程第2、議案第64号 京丹波町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について～日程第3、議案第65号 京丹波町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（梅原好範君） 日程第2、議案第64号 京丹波町過疎地域持続的発展市町村計画の策定についてから、日程第3、議案第65号 京丹波町議会議員の議員報酬及び費用弁償等

に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでを一括議題とします。

町長の提案理由説明を求めます。

太田町長。

○町長（太田 昇君） 皆さん、改めまして、おはようございます。

今期定例会も、本日で最終日を迎えさせていただくこととなりました。

議員各位には、連日熱心にご審議をいただいておりますことに厚く御礼を申し上げます。

それでは、本日、追加提案させていただきます議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

議案第64号 京丹波町過疎地域持続的発展市町村計画の策定につきましては、過疎地域自立促進特別措置法が失効し、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が公布されたことに伴い、同法の規定に基づく市町村計画の策定について議決をお願いするものであります。

議案第65号 京丹波町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、現行の議員報酬月額をそれぞれ2万円増額するもので、議長につきましては30万円から32万円に、副議長は23万円から25万円に、常任委員長並びに議会運営委員長は22万円から24万円に、議員は21万円から23万円に改正するものであります。

以上、提案理由の説明といたします。ご審議賜り原案にご賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（梅原好範君） 補足説明を担当課長に求めます。

松山企画財政課長。

○企画財政課長（松山征義君） それでは、議案第64号 京丹波町過疎地域持続的発展市町村計画の策定につきまして、補足説明を申し上げます。

町長の提案説明のとおり、過疎地域自立促進特別措置法が失効し、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が公布されたことに伴いまして、引き続き本町の全域について過疎地域の指定を受けることとなりましたことから、法律の規定に基づきまして市町村計画の策定を行い、過疎地域の持続的発展に資する施策の推進を図るものであります。

また、市町村計画の策定には、法律に基づき都道府県との協議を得た上で議会の議決が必要とされておりますことから、今回上程をさせていただくものであります。

今回、上程させていただきました京丹波町過疎地域持続的発展市町村計画は、期間を令和3年度から令和7年度までの5か年とし、策定にあたりましては、京丹波町総合計画や創生

戦略を基本として、2025年人口について本町人口ビジョンの戦略人口として掲げる1万2,158人を確保する目標を掲げ、京都府が策定しております過疎地域持続的発展方針に基づき、町の自立、発展を目指して実施する過疎対策について取りまとめたものでございます。まちづくりの中心に「ひと」を位置づけ、人々の生活基盤となります交通や情報、健康・福祉、安心・安全などの基盤条件を整えることを掲げた計画であり、また、計画の実効性を確保し、より効果的な過疎対策を講じるため、5つの基本目標と12の政策分野ごとの現況及び問題点を整理し、持続的発展に必要な対策等について記載をしております。

なお、本計画の策定に必要となります京都府との協議につきましては、既に終了しておりますことを申し添えさせていただきます。

以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 議案第65号 京丹波町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

今回の条例改正案上程に至るまでの経過につきましては、本年6月16日付で本町議会議長から町長に対し、京丹波町議会議員報酬の改正についての申出があったことから、本町審議会設置条例に基づき、去る7月12日に特別職報酬等審議会を設置するとともに、議員報酬の額について諮問をさせていただきました。

それを受け、タイトなスケジュールではありましたが3回の審議会が開催され、慎重審議いただき、先月8月30日、副会長同席の下、会長より答申いただいたところでございます。

その答申内容等を踏まえ、先ほど町長の提案理由説明のとおり、答申内容と同額となる条例改正案を提案させていただくものでございます。

なお、本条例の適用につきましては、附則にもありますように、次の議会議員一般選挙により選挙された議員の方から適用することとしております。

以上、補足説明といたします。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 以上、説明のとおりであります。

これより、議案第64号 京丹波町過疎地域持続的発展市町村計画の策定についての質疑を行います。

質疑ありますか。

森田君。

○15番（森田幸子君） 改めまして、皆様、おはようございます。

1点お伺いたします。

新しい過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が敷かれまして、事細かな計画が立てられたのでありますが、以前の計画と今回の計画で大きく違う点があれば教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（梅原好範君） 松山企画財政課長。

○企画財政課長（松山征義君） ただいまのご質問でございますけれども、これまでの旧法につきましては、一定期間内での目標、短期目標による事業推進というところから、今回の法律につきましては、持続的・継続的な事業展開を図っていくという考え方に変わりました。そういった考え方の下に各計画に掲げさせていただきます事業につきましても掲載をさせていただきますいております。

また、事業の構成の中で、今までは一括されておりましたものを細分化がされまして、特に、計画の構成の2番、移住・定住に関わる項目でありますとか、それと4番の地域における情報化、また7番の子育て環境の確保、そして12番、再生可能エネルギーの利用促進、こういったものがそれぞれ細分化されて計画に盛り込むこととされたことが大きな変更点ということでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 森田君。

○15番（森田幸子君） ありがとうございます。

それに付け加えて、今回計画された中で特に重点的に計画を立てられたことがあれば教えていただきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 松山企画財政課長。

○企画財政課長（松山征義君） やはりこの計画につきましては、総合計画に基づいた考え方の中での事業展開を過疎の分野で図っていくというものでございますので、総合計画並びに目標であります創生戦略、特に人口ビジョンといったところを目標に掲げて策定しておりますことから、特に人口の減少をいかに食い止められるかという部分では、従来の定住施策に加えて移住施策といったものを大きく取り上げる中で、全体的に総合計画の目指すべき報告に沿った形での計画とさせていただきます。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑はありませんか。

山田君。

○12番（山田 均君） ちょっと何点かお尋ねをしておきたいんですが、1つは、今回提案されております市町村計画の策定は、今もありました総合計画、人口ビジョンとの連携といえますか関係もあるわけでございますけども、5年間ではございますが、京丹波町にとってどんな位置づけになるのか。計画にないと過疎債の対象にはならないわけでありまして、その点1点伺っておきたいと思っております。

それから、これまで事業計画が参考資料として添付されておったわけでございますが、今回からその提出が不必要になったと説明がありました。事業計画に基づいてこれまで事業を実施されておったわけでございますが、計画書がないということになりますと、どういう優先順位といいますか事業実施をされていくのか伺っておきたいと思っております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 松山企画財政課長。

○企画財政課長（松山征義君） まず1点目でございます。

この計画の進むべき方向ということでございます。

まず、何よりも過疎法という特別法の中で、一定の期間の間に過疎対策の振興を図るという目的でございますので、こういった積極的な過疎振興の展開を図るということを1つ大きな目標といたしております。

また、事業計画といいますか、旧法では事業費の関係の資料も報告義務があったんですけども、新しい法律に変わってそれがなくなったということで、どういう管理をしていくかということですけども、事業管理という考え方につきましては、各年度の予算編成及び総合計画の実施計画の反映も併せて進めていくこととなりますので、こういった部分については、財政計画という管理の面からはいろいろな財政状況、財政事情に応じ、また、各年度における地方債の発行可能額等もしっかり見極めた上で、過疎振興につながる事業から可能な限り取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） 今、過疎振興につながるものから予算化をしていくということでございますけども、全体の計画が過疎振興対策の事業として取り上げられておりますので、当然その中でももちろん事業費が伴うものでありますから、どうするかということになって、結局そうしますと、年次的な財政計画がないということでございますので、結果としては町長の裁量で優先順位をつけて進めていくということになるのではないかと思います。今もありませんように5年間とは言え、長期的な展望の上に立って過疎から脱却するための必要

な施策ということになりますので、やはり町としての基本的な考え方に基づいて取り組んでいくということになると思うんですけども、この辺の順位といいますか、予算化をどれからするかということについて、全体の幅広い計画でございますので、その辺の考え方というのはどういうことになっていくのか。もう一度お尋ねしておきます。

それから、この計画というのは、今もありました総合計画や人口ビジョンとの兼ね合いもあるわけで、非常に大事な計画だと思います。これが追加提案をされて審議をしているわけでございますけども、本来なら当初の開会日に提案をして、また委員会も含めて議論をして、そして採決ということが本来あるべき筋道といいますか形だと思うんですけども、あえて最終日に提案をされて議決を求めるとするのはどういう根拠であるのか。やはり内容については、十分な議論と内容を深めていくということも私は当然必要だと思うんですけども、その点について見解を伺っておきます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 松山企画財政課長。

○企画財政課長（松山征義君） まず、事業計画でございます。

先ほども答弁させていただきましたように、法律の趣旨が持続的発展ということで、継続的な事業を続ける中で一定の過疎対策、過疎振興を図っていくという事業の目的でございますので、こういったものをまずは中心に引き続き取り組んでいくというところが1点ございます。

もう1点につきましては、これからの計画の事業、これからいろんな調査をして概算事業等を算出しなければいけない事業等々も中にごございますので、こういった部分も財政協議の中で進捗具合等も確認をしながら、可能なものから事業化を図っていきたいというふうに考えております。

もう1点、この議案自体が冒頭で提案ができなかったというご質問でございますけれども、これも市町村といたしましても、できればその方法がよかったんですけども、先ほど申し上げましたとおり、この市町村計画の策定につきましては、2つの手続が必要でありまして、まず1つが都道府県との協議が調う必要がございました。それが今回、協議自体の手続に時間がかかりまして、本町の議会の会期初日の日に間に合わず、9月中には協議が調うであろうという説明をさせていただく中で、追加提案という形になったところでございます。説明につきましても、できるだけ可能な限り説明をさせていただきたいということで、前回全員協議会もお世話になったところでございます。

そういったことから、初日には提案ができなかったという事情がございますので、ご理解

いただきますようによろしくお願ひします。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

山田君。

○12番（山田 均君） 提案が遅れた理由が2つあるということで、今答弁では、京都府との協議が時間がかかったということですが、もう1つの当初に提案できなかったという理由はあるんですか。京都府との協議が遅れたということだけが提案が遅れたということなのか。逆に言えば、当然9月定例会の会期は早くから決まっているわけなので、その辺は事務的なことが遅れたということなのか。過疎に指定された市町村が府との協議を順番にするということになりますので、そういう順番でこの時期になったということなのか。その辺は、本来、準備としてきちんと間に合うような仕事をすべきだと思うんですけども、その辺についての見解をもう一度伺っておきます。

○議長（梅原好範君） 松山企画財政課長。

○企画財政課長（松山征義君） 1点目のご質問でございます。

ちょっと私の説明が漏れておまして、2点というのは、1つが京都府との協議、その協議が調った上で今回お諮りをしております市町村議会の議決が必要となるという手続、この2つがこの計画には必要となつてまいるということでございますので、よろしくお願ひします。

それともう1点、この計画につきましては、策定を行う上で、まず国がそういった法律をまとめまして、その法律を受けて各都道府県が過疎地域持続的発展方針というものを国との協議の中で定められます。そして、この定められた都道府県が策定した方針に基づいた形で各市町村が市町村計画を策定するという流れになっておまして、こういった一連の流れが全体的に法律の策定から今日まで手続が進められておったわけですが、都道府県の発展方針の策定のタイミング、また、市町村計画のタイミング等々がいろいろ関係をしまして、今回につきましては、こういった形での追加提案というふうに至つたということでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで討論を終わります。

これより議案第64号を採決します。

議案第64号 京丹波町過疎地域持続的発展市町村計画の策定についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(梅原好範君) 挙手全員であります。

よって、議案第64号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第65号 京丹波町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山田君。

○12番(山田 均君) 頂きました審議会の意見についてという答申の中に、令和3年7月12日付け3京丹総第271号で諮問のありましたということで、審議会の意見の前段にそれに基づいて答申いたしますということになっております。当然、番号がついておりますので、文書で審議会に答申をされたと思うんですけども、答申の内容はどのような内容で諮問をされたのか。1点伺っておきたいと思います。

それから、この文書の中でいろんな資料も提出を受けたということになっておるわけでございます。全国の人口割による議員報酬の状況一覧もホームページやいろんな資料の中であるわけでございますけども、そういうものも今回の審議会の中では配付をされて、全国的な議員の報酬の状況も示されたのかどうか伺っておきたいと思います。

以上です。

○議長(梅原好範君) 長澤総務課長。

○総務課長(長澤 誠君) まず、令和3年7月12日付の町長から審議会会長への諮問につきましては、先ほども申し上げましたが、町議会の報酬等の改正についての申出がありましたので、京丹波町議会議員の議員報酬の額につきまして審議会の意見を賜りたく諮問いたしますということで、町長から会長へお願いをしたということございまして、具体的な内容、

資料等につきましては、この時点ではございませんでした。

それと、審議会の中で3回協議をしていただいたわけでございます。様々な審議内容があったわけでございますが、1回目には議会から議運の委員長も来ていただきまして、これまで1年余りの議会の議員の皆様協議の経過なり、議長に出された答申内容に基づく状況なりを説明していただきました。そういった情報も共有しながら委員会で協議されたわけでございます。また、執行部の出す財政状況でありますとか議会から頂いた資料等に基づきまして、いろんな情報を提供する中で総合的に判断していただきまして、これまで議会でもお話があったような内容も加味いたしながら、委員それぞれの立場で審議いただいたという状況でございます。

結果的に今回の提案につきましては、2万円増額という提案をさせていただいたところでございます。こちらにつきましても、審議会で協議していただく中で町長に答申いただいた内容と結果的には一緒になったわけでございますが、基本的にはそういった審議会の内容を重んじながら、町としても今回提案をさせていただいたということでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） そうしますと、今、議員定数16人でございます。減員で定数が13人ということになったわけでございますけども、議員報酬のこれまでの総額は16人のときに幾らであったのか。13人にして2万円引き上げるということでございますので、その点については総額的にはどうなって、どれぐらいの差額が出るのか伺っておきたいと思えます。

それから、いろんな資料を見ておりますと、全国の例として、人口段階別の議員報酬の状況ということで、1,000人までが議員報酬16万9,772円、1,000人から1万人までが19万6,342円、1万1人から3万人が25万7円、3万1人から10万人が35万9,896円という資料もあるわけでございますけども、そのようなものについても十分審議の中で参考にして今回の2万円というのは出されてきたものなのかどうか。審議会でございますので、それを受けて町長が判断をするということになるんですが、町長としてはどういう判断をされて今度の2万円という提案をされたのか伺っておきたいと思えます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） まず、1点目でございます。

16人の方々の年間の報酬総額でございますが、5,559万8,400円という試算を

しております。それに対しまして、今回、13人で2万円引上げということでございますが、総額といたしましては、4,975万4,250円。こちらにつきましては、両方とも賞与が入っております。その差でございますが、584万4,150円、削減率にいたしましてマイナス10.5%という状況となっております。

それと、2つ目でございます。

今、議員がおっしゃった資料ももちろん委員の方々にお示しいたしまして、ご協議いただいたところでございます。先ほども申しましたように、委員からいろいろなご意見が出されたところでございます。先ほどの資料に加えまして、府内の市町村、類似団体の状況でありますとか本町の財政状況、またコロナ禍にあつての経済状況ということで総合的に判断された結果、2万円の増額ということに至った経過でございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 京丹波町特別職報酬等審議会でありますけども、これは町長の附属機関として、町民の意見を反映できるように町民の代表の方から審議会を構成しまして、そこに諮問をし答申をいただくということで、これは町民の意見であるというふうに重く受け止めさせていただきまして、その結果を尊重させていただいたということでございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

北尾君。

○9番（北尾 潤君） 一般質問でもさせてもらったんですが、途中で終わってしまったので、お聞きしたいなというところがあります。

まず、議会で1年半前から、議員の成り手不足というのがすごく問題になっているという認識で、その解消のために報酬や定数、その他の議員活動についての取組を議論し始めました。その内容というのは、答申で町長にも提出させていただいたんですが、町長の議員の成り手不足に対しての見解を伺います。

また、そこを目的に僕らのほうから議論して答申を出させてもらったんですが、23万円というのがそこにどのように関わっているのかをお聞きいたします。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 議員報酬との関係で成り手不足という問題、これは京丹波町だけではなしに、ほかの市町でも起こっておるということは認識をしておるところであります。

そうは言いましても、そしたら、成り手不足解消のためにどれだけの金額を上げれば成り手不足は解消するのかということになりますと、これは様々に意見もあるところですし、皆

さん方の中でも意見は一致しないというふうに思います。一般的には、子育て世代の人が議員で専任して報酬が得られるという金額になりますけども、こうした金額自体が様々に意見があるところでもあります。

そういう意味では、議員報酬は多いほうが良いということになるかもしれませんが、そうは言いましても、それぞれ町民の意見等もありますので、報酬審議会で審議いただいた内容で決定をさせていただいたところでもあります。

また、加えて、2万円の増額ということでもありますけども、議員の皆さんも梅原議長からの諮問を受けて、1年4か月にわたって、答申を令和3年5月11日付でまとめておられます。議運で北尾委員長が責任者としてまとめられたと思いますけども、その中で議員報酬については22万円から28万円という金額をお示しをされております。これにも合致するものでありますので、2万円の増額で町民の意見もそうでありますし、そういうところで判断をさせていただいたということでもありますので、その辺はご理解をいただけたらというふうに思うところでもあります。

○議長（梅原好範君） 北尾君。

○9番（北尾 潤君） まず、最初のところは分からなかったけど、様々な意見があるから金額が決められなかったというような答えだったんですが、様々な意見はもちろんあるし、なかなか金額を決めるというのは難しいなど、難しいけど議論をしてきて、ある一定の方向性みたいなのは僕らも出したし、あと、多分皆さんもそう感じているのではないかなと思うのが、ほかの類似自治体の町村の中では、例えば無投票のところは府内で5町村あります。その平均が約21万円で、選挙ができるというところの平均が25万円なので、やっぱり無投票のところというのは、明らかに議員活動だけで生活していくのは難しいというところが無投票になりがちだなと思いますし、これは、多分、町長もご存じで言ってるのかなと思います。数字をぴったり決めるというのは、それは無理なのかもしれないですけど、高いほうが、それで生活できるほうが、社会補償もないわけですし、今の会社を辞めて議員になろうかなと、町を何とかしていきたいなという優秀な人たちが出てきやすいというのはご存じなのではないですか。違うというんだったら、また反論をいただきたいと思います。

また、これも何度説明しても同じ答えなんですけど、21万円から28万とあったということなんですけど、答申を読んでいただいたら分かります。町長室に行ったときも僕は説明しました。幅があったのはまだ定数が決まる前だったので、その定数によって幅を持たせたということで説明させていただきました。だからこの範囲内にあるからあってるかと言ったら全く間違ってます。答申にも書いてあります。もう1回そこを読んでもらいたいと思うんです

が、減らした分を割り戻した数字を議員報酬として設定したいと書いてあります。総額が超えないように設定したら、16人から13人まで減らしたときに25万8,000円ぐらいになる。別に25万8,000円ぴったりではなくてもいいんだけど、その辺の考え方というのが全く反映されてない。また次に質問したら、また同じようなことを答えるのかなと思うんですけど、この範囲内にあるからいいという考え方は全く間違ってると思うんですが、その辺もまたお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 確かに、議員が責任者として取りまとめをされました議員定数・報酬等及び今後の議会の在り方についてという答申を持っております。その中には、先ほど議員がおっしゃったような定数削減の分を割り戻すということも書いてありますけども、それは議員の中でそういう意見もあったということですよ。それはそういう意見もあったでしょうが、町民の意見としては、2万円の増がふさわしいということであった。私が聞く限りでは、プレゼンもされたというふうに聞いてますけども、A班が現状で25万円から28万円、B班が2人減でコロナが収束したら25万円、C班は4人減で28万円、この数字が出ていて、なぜ21万円から7万円という取りまとめをされたのか。やはりいろんな意見があつてまとめられなかったということではないかというふうに推測をするわけでありまして。そういう中でこちらとしては報酬審議会に諮問して、その結果として2万円増額というものが町民の意見として反映されたというふうに思ってます。どういう事情があつたか知りませんが、答申という責任あるもので1万円から7万円増という答申も出たということで、それが単純に比較してもらったら困ると言われても、それはそちらもしっかりと取りまとめる責任があつたというふうに私は考えますので、何ら批判される筋合いはないと考えておるところであります。

○議長（梅原好範君） 村山君。

○5番（村山良夫君） 1点お聞きをしておきたいと思います。

今も質問の中でお話があつたんですけども、京丹波町の財政は、いつも言ってるんですが、身の丈に合わない年間予算の30%を超えるような新庁舎を建設したことによって、財政は今後本当に厳しくなると思います。

そんな中で、こういう議案を議員が出したということに対する町民の方の批判というか、思いもあると思うんです。

しかし、今も説明の中で数字がありましたように、従来は16人で5,559万円で、13人にして2万円報酬を上げても4,975万円ということで、その差額は584万円、約

10%議員報酬は減額されてるわけです。ということは、確かに2万円上げますけども、こういう財政を見てこの答申の委員の方々はその辺のことも酌んでいただいた答申だと思いますので、非常に私的を得ていると思うんです。

そこで、町長にお聞きをしたいんですが、このように結果的に議員報酬は10%下がってるんです。町長とか副町長、教育長、特別職の方の報酬を見直す気はないのかどうかお聞きをしたいと思います。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 我々の報酬につきましては、従来から報酬審議会で決定をされた額から1割減額をしております、そういった形で自主的に返上をしておるところでございます。

○議長（梅原好範君） 村山君。

○5番（村山良夫君） それはずっと前からですね。今のコロナ禍の時代というのは、それに輪をかけて厳しいということ。

それから、先ほど申し上げたとおり、町長は、公約では、身の丈に合った庁舎に見直すと言いながら、結果的には数字的には見直さないまま執行されて、新庁舎を建ててしまわれました。その責任から考えても、今までから10%下げているからこれ以上下げないでいいという見解というのは、あまりにも身勝手だと思うんですけど、その辺の見解はいかがですか。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 新庁舎のことにしましては、見直しをせずにとおっしゃいましたけども、面積は2割削減をし、建設費は当初計画で4億7,000万円削減をしておるところでございます。

我々の報酬につきましては、自主的に10%減額をさせていただいてるということでご理解をいただけたらと思います。

○議長（梅原好範君） 篠塚君。

○14番（篠塚信太郎君） まず1点お聞きいたしておきます。

現行の報酬はどのような方式で算定されてるのか。ご存じであればお答えを願いたいと思います。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 平成20年3月3日に京丹波町特別職等の報酬に関する意見についてということで、当時の審議会から当時の町長へ答申が出されたところでございます。

こちらの内容等でございますが、現行の額で据え置くことが妥当であるとの結論に至ったということで、今回に至ってきているという状況であります。その中で、財政の状況だと思

いますが、厳しい現状に鑑み、町政の意思決定機関として自らの報酬額について自主的に検討されることも考慮しということで、今後、状況に応じて見直しをかけていくというような幅を持たせたような回答になっていると理解しております。るる、詳細、この額というような算出根拠については現在持ち合わせございませんが、平成20年当時の答申内容、この当時も各代表委員によりまして、慎重審議協議された結果ではないかというように理解しております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 篠塚君。

○14番（篠塚信太郎君） 平成20年に特別職等審議会で審議されたということですけども、今の現行は、これ以前から、合併当初から一般議員は21万円でした。ですから、その根拠は何かということを知りたいんです。そこで審議されたかどうかというのは関係ないんです。その以前にどういう根拠で算定をされたのかということを知りたいんです。ということは、これは旧丹波町の議員報酬を合併協の中でそのまま引き継いだということになりますので、旧丹波町のときにどのような算定が用いられたのかということを知りたいんです。そのことについて分かっておればお答えを願いたいということになります。

それで、もう1つ聞いておきますが、今コロナ禍で非常に皆さん収入も減少されてる方もあるわけですので、コロナが収束するまで、2万円は引き上げるとしても、据え置く考えはないのかお聞きをいたしておきます。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） まず、1点目の旧丹波町時代の額ということでございますが、その当時の額につきましては、申し訳ございませんが、根拠につきましては承知しておりません。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 確認ですけれども、コロナが収束するまでは今のまま据え置いて、コロナが収束した後23万円に引き上げる考えはないかということですか。

○14番（篠塚信太郎君） そうです。

○町長（太田 昇君） 報酬審議会等もコロナ禍ということも考慮していただいて2万円というものができておりますので、そういう形で進めたいというふうに考えておるところであります。

○議長（梅原好範君） 篠塚君。

○14番（篠塚信太郎君） 旧丹波町で現行報酬が算定をされたという根拠は存じてないとい

うことでありますが、現行の報酬の算定方式というのがどういうものかということが分からないと、これを引き上げるということはなかなか難しい話なんです。一律2万円引き上げるということは何の根拠もない、審議会の答申が根拠と言ったらそれまでですけど、2万円の根拠というのは何かということになってくるわけでありますので、その辺は明確にしてほしいなと思うんです。というものの、私もどういう内容で算定されているのか分かりませんが、見た限りでは、職責に比例した報酬になっております。ですから、今回、元の根拠が分からなくても、議員が2万円アップするのであれば、議長はその割合に応じて引き上げるのが当然の話だと思うので、これはちょっと再考してもらわないとあかんのと違うかなというふうに思うんです。ですから、これをやっておかないと、これからまた議員報酬を検討される場合に、今回の2万円を一律上乘せということの算出根拠というのは不明確になってしまうわけです。今回の2万円がどういう根拠で上げられているのかということについても、これは明らかにしておくべきだというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 先ほどの答弁と重複するかもしれませんが、なぜ2万円なのかという根拠でございます。審議会の中で、例えば2万円以上の増額をしてはどうかという意見もありました。また、それと反対に据置きということのご意見も承ったところでございます。そういう状況の中、様々なご意見を伺い、その中で協議をされていく中で、先ほども申しましたように、類似団体の状況でありますとか本町の財政状況、先ほど議員もおっしゃいましたコロナ禍にあっての経済状況、そういった状況にあって大幅な増額は困難であるというようにご意見、総合的に判断された結果、2万円というところで意見がまとまったというところでございます。果たして生活給が幾らであるかというようにところでございますが、30万円なのか40万円なのか。そのあたりも明確ではないところが、やはり委員もおっしゃってましたが、なかなか判断に苦しむところだというようにご意見も出ておりました。

また、金額で1万円、2万円、3万円、4万円というような形で、額の引上げによって算定したもの、先ほど幾らかかるということでも言わせてもらいましたが、それとまた率による引上げも、それぞれ5%でありますとか10%、15%、20%という形で一覧表にまとめてご提示はさせていただいて、ご協議いただいた経過もでございます。率で上げるということに対する審議会でのご意見も承りました。率で上げると、ほかの議員の方々と比べてもともと議長の額が高いので、議長だけが高くなるような状況になっていくということで、成り手不足、若者の参画ということから言いまして、若者の立場からすると額で上げるほうがいいのではないかというようにご意見も出されたのは事実でございます。そういった協議の中

で結果的に2万円ということで、1足す1は2というような具体的な算出は求めることはできませんでしたが、協議の中で2万円増額という結果に至ったところでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

北尾君。

○9番（北尾 潤君） 先ほど答弁がちょっと分かりづらかったなと思うんですが、成り手不足について、やっぱり低い報酬だと誰でも立候補できるわけではない、誰でも立候補できないどころか、本当に限られてるといえるのは、多分皆さんの周りの議員の立候補状況を見たら分かっていただけるのではないかなと思います。町に対して何か自分で働きかけたい、自分で町政と一緒に議員として町をつくっていきたいと思っても、仕事を辞めて議員になる人というのがどれだけいるだろうか。ここにいる方々というのは、結構その辺は恵まれているのではないかなと思う中で、僕は、見えない資格と言わせてもらってるんですけど、議員になるにはそういう資格の部分があるのではないかなと思っております。今回それが報酬ですね。ほかにもいろいろと条件はあるんですが、これも想像してもらったらすぐ分かると思うんですが、23万円で社会保障もない、任期も決まっている。仕事を辞めて議員に手を挙げようかというふうにならない。この辺に対して議員というのが本当に限られた人しかなれない。そうするとやっぱり町政と向き合うときに質の問題にも関わってくるのではないかなと思います。京丹波町は、先ほどの議案でもあったとおり過疎地域です。これから知恵を振り絞って頑張っていかなければいけないときに、それと対峙する議会がレベルの高い人が集まりづらいという状況について、町長がどのように思われているかお聞きしたいというふうに思います。

先ほど1年間で600万円近く、4年間だったら2,000万円以上の金額が、この定数削減と報酬微増と言うのか、2万円上げて定数を3人削減することによって、4年間で2,000万円以上のお金というのが生み出されました。これを成り手不足の解消に回すことが町民の利益になるというふうに僕らは思って取り組んだんですが、その辺町長はどのように思われているでしょうか。

また、答申で審議結果の1つ目に、本町の財政状況から勘案すると大幅な増額は困難であるとあります。この審議会でも町から説明がありますとあって、町から10分近くお金がないんだお金がないんだ、厳しいんだという説明を審議会にしました。その審議結果が本町の財政状況から勘案すると大幅な増額は困難であるということで、もともと町長は、議員報酬に対して上げるつもりはなかったのではないかなと思ってしまうような、そんな結果になります。この点についてもお伺いします。

また、町民の代表の意見としてまとめましたということだったんですが、僕らも町民の代表です。だから、町民の代表の意見がこれだけではないというのも分かっていたと思いますが、その辺もお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） まず、繰り返しになりますが、町民の意見を代表する報酬等審議会の中身を尊重させていただいたということは、最初に申し上げておきたいというふうに思います。その中で、財政が厳しいというようなことを書かれておりますけども、殊さらそういったことではなしに、事実をお伝えをしている中で財政が厳しいということも委員の方が認識されたというふうに思っておるところであります。

それから、答申書の最後にも書かれておりますけども、長年審議が行われてこなかったということは問題であるので、今後、形態に合わせて、さらに審議をしていこうということになっております。皆さん方が1年4か月かかって議会の条例を制定して、それから議員定数を3人削減して、今回、議員報酬の引上げということですけども、これは議員報酬を引き上げるために議員定数を削減されたわけではないですよ。そうではないですよ。それは別のこととしてされたというふうに考えてます。

よく村山議員から指摘されるんですけども、議会改革というのは、当然目的ではないですよ。議会改革をやるのが目的ではなしに、議会改革は手段で、目的は住民福祉の向上につながるということが重要なのではないかというふうに思っております。そういう意味では、今後、一切見直ししないというわけではありませぬので、今回2万円の引上げですけども、今後、議会と行政ももちろんですけども、いろいろと議論を闘わせる中で、皆さんの行政の監視機能はもちろん、さらに地方創生の時代にあって、議員の皆さんのお力は大変大きいものがあるというふうに思いますので、ぜひ政策の立案機能なんかも高めていただいて、執行部と切磋琢磨していけるようなことになって、それを町民の皆さんがケーブルテレビなどで見ていただいたら、さらにもう少し議員報酬も引き上げようかというようなことにもつながるのではないかと思いますし、また定期的にそういう審議もしていく必要があるとは私は考えておるところであります。答えになってないかもしれませんが、そういう思いでおるところであります。

（音声なし）

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 金額を上げることと優秀な人が集まるかというのは、必ずしも一致と言いますか、上げたら必ず優秀な人が集まるということにもならないと思いますし、上げな

いでも優秀な人が集まるということになると思いますので、当然高いほうがいいと思いますけども、そういう中で、やはりそれは一定の基準が必要になってくるわけです。そうであれば、そういう基準をこの答申でどうして提示されなかったのかというのが非常に私としては不思議に思うところでありまして、これを提示して、例えば最低でも5万円引上げが必要であるという答申が出てるのに2万円であったら、どうなってるんだということになりますけど、1万円から7万円引上げとしておいて、2万円でおかしいというのは何か矛盾を感じる場所でもあります。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

答弁漏れありますか。

（音声なし）

○議長（梅原好範君） 北尾君の質問回数は終わりましたけれども、答弁漏れがあったので、今答弁漏れの質疑を認めました。これで北尾君の質問を終わります。

ほかに質疑ありますか。

山田君。

○12番（山田 均君） 1点お尋ねしておきたいんですが、京丹波町特別職報酬等審議会の委員の関係で、8名の方をお願いをしております。町の区域内の公共団体等を代表する者ということで4人の方、学識経験を有する者4人です。先ほど来、町民の代表ということであったんですけども、町内の区域の公共団体は京丹波町内と思うんですけども、学識経験を有する者の4名の方は全て京丹波町の在住の方か、地域なり集落名が分かっておればお尋ねしておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 審議会の委員は合計で8名でございます。そのうち町の区域内の公共的団体等を代表する方が4名。それと、今ご質問のございました学識経験を有する方4名でございます。その4名の方でございますが、具体的に名前は伏せさせていただきたいと思いますが、元議会議員の方、行政書士の方が2名、公認会計士の方1名でございます。そのうち町外の方は2名でございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

北尾君。

○9番(北尾 潤君) それでは、議案第65号 京丹波町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場から討論いたします。

1年半前から議員の定数・報酬及び議員活動について、京丹波町議会では議論をしてきました。やっぱり議員の成り手不足というのは京丹波町だけではなくて、ほかの自治体でも問題になっております。その中で、議員の成り手不足がなぜ悪いんだろう、駄目なんだろうと考えたときに、やっぱり京丹波町でいろんな施策が決まっていく、その町政に対してのチェック機関として、先ほど町長の答弁にもありましたように、優秀な人、立案機能のあるような人が議員で出てこなければ、僕はこの厳しい世の中で、京丹波町というのがどんどん埋没していってしまうというふうに危機感を覚えながら議論を進めてまいりました。議員の皆さん、本当に1年半お疲れさまでした。ありがとうございました。

一番最初の頃は16名で議論を始めて、10案以上の定数・報酬及びほかの活動についての提案をしていただき、その中で何とか1つにまとめて答申を出しましたが、先ほど町長の指摘があるように、確かに幅のある答申を出してしまった部分というのが今回の23万円につながってしまったなというふうに思います。議員というのが町民の代表であるとしたら、議員の皆さんの思いや、町民の皆さんの思いも含めて僕らの思う数字ではなかったということは、議会運営委員長として取りまとめた者として残念であり、また、取りまとめる立場としてはおわびしたいなと思います。先ほど町長からも、報酬が高いところに優秀な人材が集まると言えるのかと言われたんですが、もちろん100%比例したり、100%そうであるとは言えないです。ただ、民間の企業でも、やっぱり優秀な人材を集めるために高い報酬を設定しているわけですし、高い報酬のところに優秀な人は集まりやすい。そんな中で21万円のところで、報酬審議会の方々がしっかりと話し合って2万円上げていただきました。21万円より23万円のほうが優秀な人材というのが少しは集まりやすいのではないかなと思いますし、それが、今やってる仕事を辞めてでも生活できるような議員報酬という設定であつたら、もっと優秀な人材が集まりやすいだろうなと思います。そこまで今回いかなかったというのは、本当にまとめる立場としては申し訳なかったなと思います。ただ、やっぱり会派を超えて、報酬だけではなくて、様々な議論をしてきたというところは、もう僕らは任期があと2か月を切ってますが、次の議会に生かされるのではないかな。ここにいる議員たち、

その内容をしっかりと踏まえていらっしゃると思いますので、その流れの中で、また次回の議会、優秀なメンバーでやっていただきたいと思います。

最後に、町長にも言っていただいたんですが、本当は報酬全体が今回1年間当たり600万円近く下がったんですが、僕らの活動というのがしっかりと町民から認められて、全体の報酬が前回のその前の議員報酬の総額よりも上がっても町民は議員に報酬を払いたいと思えるような議会ができることを期待して、賛成討論といたします。

ありがとうございました。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第65号を採決します。

議案第65号 京丹波町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第65号は、原案のとおり可決されました。

《日程第4、諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦について》

○議長（梅原好範君） 日程第4、諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終結します。

お諮ります。

諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦について、原案の推薦者を適任と答申することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第5号は、原案の推薦者を適任とし、答申いたします。

これより暫時休憩に入ります。再開は10時25分とします。

休憩 午前10時13分

再開 午前10時25分

○議長（梅原好範君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

《日程第5、議案第55号 京丹波町立認定こども園条例の制定について》

○議長（梅原好範君） 次に、日程第5、議案第55号 京丹波町立認定こども園条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

東君。

○11番（東まさ子君） 議案第55号であります。いろいろと書いていただいております。第4条の関係で、入園資格について定めておりますが、働いている、また働いていないにかかわらず入園というのはできるのかどうか。

それから、いろいろと今までの保育所・幼稚園から認定こども園ということで制度自体が変わるわけですが、保護者の方への説明は十分されていると思いますけれども、課題などが出されていることがありましたら、併せてお聞きしておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 木南こども未来課長。

○こども未来課長（木南哲也君） 先ほど東議員がおっしゃいましたように、入園資格につきましては、就労にかかわらずできるということで、これがこども園の最大のメリットというふうに思っております。今まででしたら、就労されてない方は幼稚園とか短時部の事業でお使いいただいていたんですけども、今後は1つのこども園に子どもたちが集まって、保護者の就労にかかわらず同じ園で過ごすことができるというところでございます。

続いて、保護者への説明につきましても、これも議員ご指摘のとおり、保護者説明会については1年半以上前から、特に無償化の話があった頃からもうずっとしておりまして、課題といいますか保護者の方からは、やはり今までと生活が違ってくるのではないだろうかというような不安をお伺いすることはございますけれども、そこは丁寧に説明をさせていただいてるという状況でございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 東君。

○11番（東まさ子君） 就労にかかわらず利用できるということでありましたが、今の幼稚園の関係でしたら、1号認定では午前9時から午後1時半ということになってますし、2

号・3号認定の方につきましては、午前8時半から午後4時30分、あるいは午前7時半から午後6時30分というふうに、就労の時間によって利用時間が決まっているわけですが、就労されていない方はどこに該当するようになりますか。

○議長（梅原好範君） 木南こども未来課長。

○こども未来課長（木南哲也君） いわゆる1号認定の子どもさんのことを聞いておられると思うんですけども、ここは就労されていないので、やはり保育の認定から言えば、9時から13時半の利用ということになります。

以上です。

○議長（梅原好範君） 東君。

○11番（東まさ子君） そしたら、新しく認定こども園になったとしても、資格要件というのは今までと何も変わらないということですね。就労していない方は幼稚園を利用できるということで、2号・3号認定の方は就労が資格要件になっているということで、今までどおりということによろしいですね。

○議長（梅原好範君） 木南こども未来課長。

○こども未来課長（木南哲也君） そういった区分けと言いますか条件につきましては、今おっしゃるとおりでございますが、クラスとしては1号認定、2号認定も一緒になるということで、今後子どもたちは同じ仲間の中で生活をするということになります。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

山田君。

○12番（山田 均君） 今も質疑がありましたけども、これまでの幼稚園に通っておった子どもは、今回の認定こども園になると、第3条で1から5まであるわけでございますけども、1から5の中のどのところになるのか。

それから、これまでは須知幼稚園ということであったわけでございますけども、今回、旧町ごとに3つの認定こども園になりますと、保護者が希望すればどこの園でも、いわゆるこれまでの幼稚園というような形での入園ということになるのかどうか、それも併せて伺っておきます。

○議長（梅原好範君） 木南こども未来課長。

○こども未来課長（木南哲也君） まず、第3条の事業につきましては、こども園の事業とは別にこの5つの事業を行うということでございます。いわゆる子育て支援センターの支援ルームのこととか一時保育事業のことを指しているのご理解いただきたいと思います。

それから、2つ目のご質問ですけれども、今まで同様にどこの園にも希望をしていただいて、認定されてということになりますけれども、どこの園にも行けるように整理しているところでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） 委員会でもお伺いしましたが、今度、丹波、瑞穂、和知それぞれこども園になりまして、定員数もお聞きしたところであります。1番問題になっているのは、今、少子化で、京丹波町においても生まれる数が少なくなっておりますので、今後の園児数の推移というのはどのように考えておられるのか。分かる範囲内でお伺いをしたいと思います。

○議長（梅原好範君） 木南こども未来課長。

○こども未来課長（木南哲也君） 委員会でもお尋ねいただきまして、現在、定員につきましては、丹波のこども園で180名、瑞穂で100名、和知で90名、合計370名の定員で予定をしているところでございますが、現在の入園者数につきましては、事業報告書の数字で申し上げますと、上豊田で106名、みずほで81名、わちで68名の259名の保育所児童、そして、幼稚園につきましては、当時は42名ですので合計297名、約300名というところでございます。今、町内の子どもたちが全員入っているわけではありませんけれども、3歳から5歳についてはほぼ入っていただいています。

昨今の状況としては、ゼロから2歳の乳幼児も増えておりますので、そういった方たちが利用をされるとなると大きく変わらないかなというふうに今のところは推定をしております。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第55号を採決します。

議案第55号 京丹波町立認定こども園条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第55号は、原案のとおり可決されました。

《日程第6、議案第56号 京丹波町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等を定める条例の制定について》

○議長（梅原好範君） 日程第6、議案第56号 京丹波町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等を定める条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

東君。

○11番（東まさ子君） 先ほどそれぞれのこども園の定員数を言っていただきました。瑞穂・和知については、これまでとあまり変わらないかも分かりませんが、たんばこども園にすれば、例えばクラス編成はどのように推定されているのか。それから、先ほども答弁でありましたように、1号認定の子どもと2号認定の子どもと一緒に利用するということになると、朝も帰りも利用時間が変わるわけでありましてけれども、そういうことについて問題というのは起きないのか。どのように考えているのかお聞きをしておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 木南こども未来課長。

○こども未来課長（木南哲也君） たんばこども園での学級数の想定です。たんばこども園では、ゼロ歳児は2学級、1歳児は3学級、2歳児から3歳児、4歳児、5歳児とも2学級を想定しているところでございます。

それから、帰る時間と言いますか、いわゆる認定が違いますのでそれは仕方がないんですけども、1日のスケジュールでご説明をさせていただきますと、まず、子どもたちが登園は少しずれた中でございますけれども、同じ9時から午前中、全ての子どもたちが教育課程に基づく活動をします。その後、給食も一緒に食べて、そして、1号認定・2号認定の3歳から5歳の子どもたちはその日の1日を振り返った活動を1時半までにして終わるということになります。ただ、2号認定の子どもたちは、そこからは保育という形になりますので、当然午睡もございまして、今までの保育所と同じ1日のスケジュールになってくるということでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） 町長に1点お尋ねをしておきたいと思います。

別表に利用者の負担額表が付いておるわけで、国の制度として3歳児以上は無料ということなんですけども、京丹波町の独自施策として2歳以下の子どもについても無料にする考えはないのか。また、3歳以上は給食費が4,500円となっておるわけでございます。独自施策として負担を軽減するという考えはないのか。子育て支援としても非常に大事かと思えますので、お尋ねをしておきます。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 現時点におきましては、提案している内容でご負担をいただけたらというふうに考えておるところであります。

○議長（梅原好範君） 東君。

○11番（東まさ子君） 現時点ではこの条例でいくということでありましたが、子育て支援ということで町長の考えとして、保育料の無料化とか、ゼロ歳から2歳の無料化とか、そういうことについてはこの先どのようにお考えになっているかお聞きをしておきたいと思えます。全然、無料化なんかは考えていないのかどうかお聞きします。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 国の方針等も踏まえながら、十分検討していく方法はあると思うんですけども、やはり保育でありましたら、今、国で無償化の流れはありますけども、そもそもは受益者負担という部分もあったというふうに思います。いろんな設備を整備していくことや、うちはないですけども待機児童があるというような状況もありますし、その辺も含めてどちらがいいのかということにもなってくるかと思えます。全くやらないというわけではありませんけども、状況も見ながら検討はしていくべきかなというふうに考えております。ただ、子育て支援策、いろんなものを無償化するだけが政策ではないと考えておりますので、その辺も考えながらやっていく必要があるかとは思っています。

○議長（梅原好範君） 東君。

○11番（東まさ子君） なぜお聞きしたかと言いますと、多分、鈴木議員の一般質問で保育料の無償化の件に関わって答弁されていることについては、無償化を目指すような答弁であったのではないかというふうに思いましたのでお聞きをいたしました。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第56号を採決します。

議案第56号 京丹波町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等を定める条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第56号は、原案のとおり可決されました。

《日程第7、議案第57号 京丹波町立認定こども園の開設に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について》

○議長（梅原好範君） 日程第7、議案第57号 京丹波町立認定こども園の開設に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

坂本君。

○6番（坂本美智代君） 1点お伺いします。第2条関係であります。

幼稚園バス利用の子どもたちのことではありますが、現在、利用している園児というのは何名おられるのか。

また、4月1日からはこれが廃止となり、利用ができなくなるということで、保護者の中でも、やはりこれまで利用されていた中で、動揺されている方もおられるかと思いますので、そういったところの説明は十分されたのかお伺いします。

また、それに関わりまして、今、幼稚園バスを運行されている職員もおられます。そういった雇用関係もどのように考えておられるのかお伺いします。

○議長（梅原好範君） 木南こども未来課長。

○こども未来課長（木南哲也君） まず、令和3年度は、幼稚園児は39人とお伺いしており

まして、第2条は町営バス関係なんですけども、このバス利用が8人、そして幼稚園バスの利用者が15人と伺っているところです。

説明につきましては、もう2年前ぐらいから申し上げてご理解を求めてきたところがございます。町域も非常に広く、3園で同時に運行ということは非常に困難であることとか、いろんな総合的な判断で廃止の方針をご説明申し上げたところがございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） ちょっと確かめますが、今、町営バスを利用しているのが8人で、幼稚園バスは15人で、現在39人と伺ったんですけれども、そしたら人数が合わないように思うんですけど、私の聞き間違いでしょうか。もう一度お願いします。

○議長（梅原好範君） 木南こども未来課長。

○こども未来課長（木南哲也君） 幼稚園児が現在全部で39人、そのうち幼稚園バスの利用者が15人、町営バスが8人ですので、バスの利用者は23人になるところです。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

山田君。

○12番（山田 均君） 私も今の幼稚園バスについてお尋ねしておきたいと思うんですけども、バス利用というのはバスが走っておれば利用できるわけがございますけども、通園バスは廃止するということになりますと、これが利用できないということになります。今もありませんように、広くなるということで、これまでは須知幼稚園の対象であったと思うんですけども、当然、親または祖父母の方が送り迎えということになるわけで、この辺については、今まで利用されておった親としては非常に不便を感じるわけがございます。その辺、十分な説明と納得というのはされておるのかどうか。当然、これまでそういうようなことからすると運転免許を持たない方もあったかもしれませんので、その辺の対策というのは全くなしで、ただ親の責任でこども園に通園をしてくださいという見解を持って対応されてきたということなのかどうか伺っておきます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 木南こども未来課長。

○こども未来課長（木南哲也君） 今までご利用のあった方につきましては、確かに環境が変わりますので、負担がゼロということではないとは思っておるんですけども、それでもご理解を求めたところがございます。町営バスにしても添乗員をつけて安全対策をこれまで幼

稚園としてはしておられました。これが町内の3園で全てそういう形でできるかというところ非常に難しいところもございまして、総合的にお願いをしたいということでご説明を申し上げたところでございます。ただし、これもちょっと委員会で申し上げたんですけども、こども園の概要ということで冊子を既に保護者の方にもお配りをさせていただいて説明をしている中で、おっしゃったような自家用車を所有しないとか免許を取得しない方がいらっしゃったら、また個別でよい策がないか協議対応しますということもお伝えをしているところです。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） 現在のところはそういう申出とか協議という方はないのかどうか伺っておきたいと思えますし、それだけ子どもは育てにくいなというように感じてもらっては、これは本当にマイナスになりますので、その辺の対策や対応については十分していかと、子育てしやすい町ということにはなりませんので、その点もう一度伺っておきます。

○議長（梅原好範君） 木南こども未来課長。

○こども未来課長（木南哲也君） 申出の方は今のところございません。子育てしにくい町とは思っておりませんで、やはり安全をしっかり確保するという意味において、それと、やはり3園が統一した考えの中でスタートするということが、いわゆるこの地域はバスがあるとかそんなことではなしに、保護者の方の送り迎えは出てきますけども、一方では、毎朝子どもの状況等で変わったことがないかなど、保護者と先生との直接のコミュニケーションが図れるということもございまして、そういった説明を申し上げたところでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

坂本君。

○6番（坂本美智代君） 先ほど答弁漏れがありました。雇用の関係であります。幼稚園バスを運転されてた方もおられると思うので、バスが廃止となった場合の職員の雇用というのをお聞きしたいと思います。

○議長（梅原好範君） 木南こども未来課長。

○こども未来課長（木南哲也君） 今お世話になっております幼稚園バスの運転手は、バスの運転だけではなしに、ほかのいろんな用務をお世話になってるところでございまして、バスだけの雇用をどうこうという考え方は今のところ考えていないところでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これですべての質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これですべての討論を終わります。

これより議案第57号を採決します。

議案第57号 京丹波町立認定こども園の開設に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(梅原好範君) 挙手全員であります。

よって、議案第57号は、原案のとおり可決されました。

《日程第8、議案第58号 過疎地域における京丹波町税条例の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長(梅原好範君) 日程第8、議案第58号 過疎地域における京丹波町税条例の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山田君。

○12番(山田 均君) 税条例改正に伴う資料も頂いておまして、固定資産税の課税免除に関する条例ということで、この改正によって製造業で7社が適用、3社で増設が計画をされているとの説明を委員会で受けたわけでございますけれども、課税の免除で京丹波町は幾ら減収になるのか。それと、当然、補填がされると思うんですけども、これは100%されるということになるのかどうか併せて伺っておきます。

以上です。

○議長(梅原好範君) 中井税務課長。

○税務課長(中井伸幸君) 減収見込みのお話でございますが、今回条例を改正させていただきました、令和4年度課税から対象となってまいります。今後、設備の新增設を行われた事

業者、または既に新增設をされているところもあるかもしれませんが、そういったところが来年度の課税から対象ということになってまいります。令和3年度でございますが、この課税免除で3社の事業所に対して行っておりまして、税額といたしましては約770万円を免除しているところでございます。この免除に係る補填につきましては、交付税で補填をされるということになっておりまして、今後の見込みにつきましては、現時点では3つの事業所が計画があるというところまでの情報でございますので、金額といたしましてはこちらでは把握をしておりません。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） 免除をしている金額は交付税で算入ということでございましたけども、補填というのは100%ということなのでいいのかどうか改めて伺っておきます。

○議長（梅原好範君） 中井税務課長。

○税務課長（中井伸幸君） 交付税の補填につきましては75%でございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第58号を採決します。

議案第58号 過疎地域における京丹波町税条例の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第58号は、原案のとおり可決されました。

《日程第9、議案第59号 京丹波町過疎地域自立促進特別事業基金条例の一部を改正する条

例の制定について》

○議長（梅原好範君） 日程第9、議案第59号 京丹波町過疎地域自立促進特別事業基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山田君。

○12番（山田 均君） 1点お尋ねしておきます。

基金条例でございますので、基金の目標というものは設定するのかどうか。現在も一定の基金残高があると思いますが、その点を伺います。

それから、当然、取り崩して活用ということもあるんですけども、具体的にはどういう場合に取り崩して基金を活用するということになるのか併せて伺っておきます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 松山企画財政課長。

○企画財政課長（松山征義君） 基金の目的ですけれども、過疎地域における地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持及び活性化、その他住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るための施策、こういったものに活用してまいるということでございます。

また、実質的な活用につきましては、近年は町有施設の解体撤去等除却事業に充当させていただいております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） この基金の金額について、目標とかそういうのがあるのかどうかお尋ねしたんです。幾らの基金を積んで活用するということになると思うんですけども、財政状況に応じて基金を積むという考え方なのか。毎年幾らかの金額を基金として積み立てていくということなのか。基金のどういう額を設定されているのかということと、基金を積んでいく考え方を伺っておきたいと思えます。

○議長（梅原好範君） 松山企画財政課長。

○企画財政課長（松山征義君） この基金につきまして、一定の基金の積立ての目標額というものは設定をいたしておりません。現在の考え方につきましては、この部分につきましては、先ほどの計画の策定で示しておりますとおり、基金積立という項目がありまして、過疎対策事業債の相当分を積み立てるという項目があります。近年につきましては、解体撤去等に係

る事業のみ基金を活用しておりまして、それ以外の相当事業につきましては、直接過疎対策事業債をそれぞれの事業に充当しておりますので、今後につきましても、こういった考え方で除却等々に関わる分については基金の積立てを計画的に行って、それを活用して事業推進を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第59号を採決します。

議案第59号 京丹波町過疎地域自立促進特別事業基金条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第59号は、原案のとおり可決されました。

《日程第10、議案第60号 令和3年度京丹波町一般会計補正予算（第5号）》

○議長（梅原好範君） 日程第10、議案第60号 令和3年度京丹波町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山田君。

○12番（山田 均君） ちょっと何点かお尋ねしておきます。

歳出の14ページでございます。

決算のときにもお尋ねした経過はあるんですけども、ふるさと応援寄附金事業ということで1億5,391万8,000円の事業で、謝礼やふるさと産品などの費用等と、それから

ふるさと応援寄附金ということで積立金が1億円。この考え方は一応ふるさと納税で納めていただいた金額、1億円が歳入にあるわけでございますけれども、その歳入そのものをまた基金に積み立てて、それにかかる費用は一般財源で充当しているということです。本来、ふるさと納税をする人は、当然、返礼品等の期待もあると思うんですけども、自分がふるさと納税をした中から、返礼品の金額というのは差し引かれたものだという解釈をすると思うんですけども、この返礼品とかいろんな費用を一般財源から充当する考え方というのは総務省の指導なのか。それぞれの各市町村の判断に任されているのか。まずお尋ねをしておきたいと思います。

それから、近隣町でも相当な寄附を受けておるところもあるわけでございますけれども、近隣町についても京丹波町と同じように費用は一般財源から充当するという考え方なのかどうか、分かっておればその点も伺っておきます。

それから、同じ14ページの財産管理事業の中で、調査分析業務等委託料というのがあります。これは公共施設等総合管理計画を策定したということなんですけれども、対象は何件でどれぐらいの期間なのか。結果の公表とその実施というのはどういう順序で実施されていくのか伺っておきたいと思います。

それから、16ページ、委託料の設備保守点検管理等委託料ということで、サーバーを和知支所から今回本庁に移転をするという説明がありました。これまでは和知にそれぞれのデータを置いて、正式なもの第二のものがあるというように聞いておったんですけども、この考え方からすれば、今回、本庁に持ってくると、和知支所にはその写しがあるという考え方になるのかどうか伺っておきたいと思います。

それから、18ページの保育所費の人件費が、今回大幅に減になっておるわけですが、その理由についてお尋ねをしておきたいと思います。

それから、22ページでございます。土地改良施設維持管理事業ということで374万円、中台の池の調査という説明があつて、府の指導があつたということなんですけれども、具体的にはどういう指導があつたのか伺っておきたいと思います。調査の内容はどのような調査をするのか伺っておきます。

同じく22ページの負担金、補助及び交付金の中の丹波くり振興事業であります。この事業箇所と内容について伺っておきたいと思います。

それから、24ページで、京丹波町まるごと交流型観光推進事業というので1,500万円あるわけでございますけれども、この事業内容について改めて伺っておきたいと思います。

それから、30ページの体育施設費の需用費で、修繕料ということで16万5,000円

になっておりますが、具体的にはどういう内容の修繕なのか伺っておきたいと思っております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 谷副町長。

○副町長（谷 俊明君） 私のほうからは1点、ふるさと納税の考え方のご質問に答弁をさせていただきます。

決算委員会でもご質問のあったところがございますけれども、まず総務省がそういった指導をしているかということでございますが、総務省としては、以前返礼品が過当競争になって、ふるさと納税そのものが過熱したときもありましたので、返礼品については寄附額の3割以内とするべきという指導はあるところでございます。

したがって、ふるさと納税をしていただいた額の用途について、何ら総務省が制限を加えてるということはありません。

私どもの考え方としては、それぞれの個人の方から頂いたふるさと納税全額をその趣旨にのっとり翌年度に活用させていただくという考え方でございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 松山企画財政課長。

○企画財政課長（松山征義君） 14ページ、財産管理事業の調査分析業務等委託料でございます。おっしゃっていただきましたように、京丹波町公共施設等総合管理計画の時点修正を行うものでございまして、計画本体につきましては、平成28年度に策定をいたしました計画で、期間が平成29年度から平成58年度までの30年間の計画でございます。例えば公共施設については、施設数が229施設ということで、一定の目標といたしまして、平成58年度までに延べ床面積22%の削減を掲げている計画でございます。今回はこれに対する時点修正を加えるということで調査分析を行うものでございます。

財源といたしましては、今回に限り全額特別交付税で措置がされるというものでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 久木住民課長。

○住民課長（久木寿一君） 事項別明細書16ページ中ほどの戸籍電算システム事業、設備保守点検管理等委託料のご質問でございますが、これまでは本庁と和知支所に戸籍システムの正と副のサーバーをリスク分散という観点から、それを第一にして設置しておりました。今後は新庁舎の移転に伴いまして、新庁舎で集中管理するという事で移転をさせていただくものでございます。ただ、リスク分散という考え方はあるんですけども、新庁舎集中管理故

障等の際に正副サーバーを切り替えて対応すると、事故等あってはならないことなんですけども、事故等によってダウンした場合には国のほうで副本管理システムというのがございます。そのシステムを使ってバックアップをすることができますので、それによって対応することができるということで、今後は対応をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 大西農林振興課長。

○農林振興課長（大西義弘君） 予算書22ページの土地改良施設維持管理事業の増額の方でございます。これにつきましては、先ほど議員からございましたように、中台の殿池の廃池の改修に係る測量設計業務でございまして、当初、廃池の場合は、環境調査を不要と見込んでおったわけでございますけども、京都府のヒアリングの際に、この環境調査も行うようにという指示を受けたものでございます。環境調査ということで、具体的には生物相調査、いわゆる植物であったり魚類、また底生動物、爬虫類なり鳥類等の調査を追加させていただくものでございます。

続きまして、同じく22ページの負担金、補助及び交付金のところの丹波くり振興事業でございまして、これにつきましては、瑞穂の橋爪地内において新規の栗園を整備されるということでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 栗林にぎわい創生課長。

○にぎわい創生課長（栗林英治君） まず、24ページのまるごと交流型観光事業の内容でございまして、こちらにつきましては、1,500万円の予算を計上させていただいております。観光庁の誘客多角化等のための魅力的な滞在コンテンツ造成実証事業を活用いたしまして、本町が持っております83%の森林を活用した新たな観光メニューの造成を行うものでございます。これにつきましては、本町にございます林業大学校、そして京丹波森林組合等と連携を図りながら、また、観光面では森の京都DMO、そして、宿泊施設でもありますマリオットさん等を事業対象として実施をしていきたいというふうに思っております。このメニューでございまして、先ほども申し上げましたように、豊富な森林を活用しながら、1つには教育体験ができるもの、それから、例えば5泊6日であるとか宿泊をしながら森の癒やし効果なりイベントにも参加をいただけるような取組であったり、また、長期間にわたって森林の学習をしていただくような取組を観光メニューとして創設をしていきたいと思っております。そうした中には、旅行会社さん等の協力もいただきながら事業を進めて、今年度メニューを作りまして、次年度以降に旅行会社さん等を通じて実施ができればと

いうように考えているところでございます。

それから、先ほどございましたふるさと納税の近隣市町の活用の状況でございますけれども、現在把握しておりませんので申し訳ございません。

以上です。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） ページ前後して申し訳ございませんが、18ページ、保育所費人件費でございます。大幅な減ということでご質問をいただきました。こちらにつきましては、当初採用見込み8人で見ておったわけでございますが、実際採用4人ということになりまして、その差額分として今回整理をさせていただくものでございます。それプラス育休の方が発生したということもありまして、トータル1,400万円余りを減額で補正させていただくということでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 堂本教育次長。

○教育次長（堂本光浩君） 30ページの体育施設費、需用費、修繕料の内容についてでございます。和知B&G海洋センターのカヌー艇庫のウッドデッキ並びに正面階段等の修繕料として16万5,000円を計上させていただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

山田君。

○12番（山田 均君） それぞれ答弁をいただいたわけでございます。

ふるさと納税については、副町長から見解はあったんですけども、基本的にはやっぱり寄附いただいた中から返礼品にかかる費用は差し引くというのは私は当然だと思うんですけども、もう少し近隣町とかそういう状況もぜひ調査をしていただきたい。今1億円ですけども、例えば10億円とか集まったら、返礼品を一般財源から使うということだと、財政計画に大きな影響を及ぼすと思うんです。本来のふるさと納税の趣旨から言っても、やっぱり町を応援しようということから外れてくるのではないかと思うので、ぜひ求めておきたい。もう少し調査をしっかりしていただきたいということを申し上げておきたいと思います。

それから、34ページについて、もう一遍お尋ねしておきます。

そこに職員の一覧表があるんです。行政職、保健職はそれぞれ1人増えて、福祉職8人の減、医療技術職は2人増となっております。令和3年9月1日現在と令和3年5月1日現在と比較されてるんですけども、この短い期間に職員がこれだけの採用なり減というのがあ

ったのか。中途採用をしたとすれば4人、退職者が8人ということになるわけですが、その点について伺っておきたいと思います。

それから、22ページの土地改良施設維持管理事業の中台の殿池の件で、廃池ということだと思うんですが、この池の管理者は誰なのか。こういう場合に事業として事業費を出してそういうことが実施できるということになるのかどうか。ほかの町内でも当然今の状況の中で廃池のところも出てくると思うんですが、そういう場合にはこういった事業で取り組むということなのかどうか併せて伺っておきたいと思います。

以上です。

○議長（梅原好範君） 谷副町長。

○副町長（谷 俊明君） 先ほどのふるさと納税の考え方ですけれども、寄附していただいた額から返礼品を差し引いて、あるいはその他の手数料とか必要経費を差し引いても、残る額がやはり6割程度あるわけございまして、その額というのは従来の私どもの歳入に关しますと、財源として与えられる額は増えるという考え方でございまして、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 34ページの職員数でございまして、5月1日現在から9月1日現在にかけての対比でございまして、こちらにつきましては、5月1日現在で押さえていた人数に対しまして、途中で復帰された方等もございまして、そういったところの増減がございまして、個々詳細には申し上げることは今現在できませんが、そういったところで9月1日現在で実際の数を押さえさせていただきます、この表にまとめさせていただいてる表でございまして。

以上でございまして。

○議長（梅原好範君） 大西農林振興課長。

○農林振興課長（大西義弘君） 土地改良施設の関係でございまして、管理については地元管理をいただいております。こうした調査等を行いまして、この後、工法等が決定されるということでございまして。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） 改めてもう一度伺っておきます。

今の池の関係なんですが、地元管理の池ということございまして。この事業が府の事業なのか国の事業なのか分かりませんが、廃池に関する費用は補助なりそういうものが受けられ

るということなのかどうか、もう一度伺っておきたいと思います。

それから、ふるさと納税の考え方について、副町長から今あったんですけども、ふるさと納税をされたうちから返礼品、例えば3割だったら3割引いた残りを活用と、それに係る費用は一般財源から使ったというのならまだしも分かるわけでございますけども、返礼品そのものにも一般財源を投入するという考え方は、私はいかがなものかと思うので改めて聞いたんです。当然、一般財源に投入しておいて、基金に積み立てておいて、次年度でその基金から事業として使うということで理屈は同じなんだということを言われますが、やはりそれは基本的な考え方としては私は違うと思います。当然、寄附された方も活用の事業を指定される方もあるわけでございますし、町長の裁量に任せるという方もあるわけでございますけども、本来のふるさと納税の考え方というのは、その町を応援したいということで出発したもので、それに返礼品というのがエスカレートしていったという経過もあるわけで、やはりふるさと納税の趣旨からすれば、頂いた中から返礼品として寄附していただいた方にお礼として返しているわけでございますので、その差し引いた額について町のいろんな事業に活用するというのが、基本的な考え方だと私は思いますので、改めて申し上げておきたいと思いません。ほかの近隣町の調査はできていないということでございますけども、そういうものも情報としてしっかり内容もつかんでおいていただきたいということも申し上げておきたいと思いません。

以上です。

○議長（梅原好範君） 大西農林振興課長。

○農林振興課長（大西義弘君） ため池の関係でございますけども、まず、こうした廃池等も含めまして、防災重点ため池に指定をされている池につきまして工事が行われるということでございまして、今後の設計等の状況を見ながらになってくるといふふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

東君。

○11番（東まさ子君） 6ページの地方交付税であります。

確定したということで2億1,000万円の増額補正と報告を受けました。いろいろと増額の理由を言っていたんですけど、改めてもう一度お聞きをしておきたいと思いません。合併算定替から一本算定になったということもありますが、もう一度お聞きをしておきたいと思いません。

それから、14ページの財政調整基金積立金8,000万円ですけども、これについては令和2年度に繰越金が1億5,000万円ありましたので、その2分の1以上ということで基金積立されたということだと思いますが、コロナによりいろいろと暮らしも大変な中で、コロナに対するこれ以上の補正は必要ないということなのかお聞きをしておきたいと思いません。

それから、20ページ、新型コロナワクチン予防接種事業2,357万9,000円ですが、これはいろいろと報償費の単価を見直したということでありましたり、予防接種業務委託の精査ということでありましたが、もう少し詳しくお聞きをしておきたいと思いません。

それから、先ほど職員の質問がありまして、保育所の職員が4名採用できなかったということをお聞きしましたが、32ページの一般職の正規の職員マイナス4人というのは、保育所の職員のことなのかお聞きをしておきたいと思いません。

また、本町の職員数の定員というのは何人になっているのか併せてお聞きをしておきたいと思いません。

保育所の職員が4名採用できなかったということではありますが、これから認定こども園も始まっていくということで、保育所関係の職員の状況というのはどういう状況になっているのか。会計年度任用職員もおられますので、そちらのほうで対応もされていると思えますけれども、やはり正職員の方をきちんと採用していただいてやっていくというのが基本なので、どういう状況になっているのかお聞きをしておきたいと思いません。

○議長（梅原好範君） 松山企画財政課長。

○企画財政課長（松山征義君） まず、普通交付税ですけども、特に基準財政需要額で伸びを示したものでございまして、代表的なものが地域社会全体のデジタル化を集中的に推進するために、令和3年度及び令和4年度の2か年に限り、地域デジタル社会推進費というものが新たに令和3年から創設されたということで、この部分が約5,700万円程度需要額が増加したということが大きな要因というふうに思っております。

次に、歳出のほうです。14ページの財政調整基金積立事業につきましては、これは地方財政法に基づく積立てということで、法に基づいて積立てを実施するものということでご理解をいただきたいと思いません。

以上です。

○議長（梅原好範君） 永海健康推進課長。

○健康推進課長（永海貴子君） 報償費の増額につきましては、医療従事者に関する協定書の中での増額が若干ありましたので、それに基づいて上げさせていただいています。あと、

委託料が大きく上がりましたのは、9月までということで計画を立てておりましたが、10月に延長された分が増額となっております。中身としては、コールセンターの運営、会場の運営、それから個別接種の委託料の支払いが2割を想定していたものが若干上がってきましたので、それを含めて補正をさせていただきました。

以上です。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） まず、人件費の件でございます。

まず、4名減ということでございますが、保育所だけではなくて、基本的に初めに申し上げておきますが、当初予算で計上していた分につきましては、1月から2月頃にかけての数字で押さえておりますので、そのあたりで退職者が急に発生した場合は、その分が計上されたりすることがございます。そのあたりはご了承いただきたいと思いますが、今、総務のほうで当初予算に比べまして1名増。それと、社会福祉総務のほうで当初予算比較で1名減。先ほど児童福祉費の保育所の4名ということでございましたが、申し上げましたように、時点での集計のタイムラグが出ておりますので、ここでは5名ということになっております。農林のほうで1名減でございます。トータルで差引き4となっております。それと、定数でございますが、条例上288名ということでございます。

それと、任用職員との関係でございます。本町では10月採用なり新規採用を行っているわけでございますが、なかなか保育所等のほうも少ないような状況でございます。したがって、できる限り門戸を開けるという意味もありまして、採用の対象年齢も上げているというところがございますが、なかなか申込みのほう芳しくないという状況もあります。そういったところを補っていただくためにも、フルタイムなりパートタイムの方々でお世話になっているということでございます。働き方のそれぞれの希望もございまして、なかなかフルタイムというわけにもいきませんし、また、募集もしておるわけでございますが、なかなか申込みもないというような状況でございまして、そのあたりは正職員に加えまして、任用職員の方々のお力を借りながら現在事業を遂行している状況でございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 東君。

○11番（東まさ子君） 職員の関係ですが、288名と言われたのは、32ページの表に反映されていない職員さんもおられるのか。今、大変厳しい仕事を皆さんお世話になっているということでありますが、定まった定数に達していないということであれば、やはりきっちり職員の確保をしていただいて、事務をしていただくことが大切なのではないかというふう

に思います。288名と補正後の207人との差というのはどういうふうに見たらよいのかお聞きをしておきたいと思います。

それから、20ページのコロナ関係の報償費は単価を見直しされたということですが、具体的に言うのとどのように見直しがされたのかお聞きをしておきたいと思います。

以上です。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 288人と申しましたのは、条例における定数でございます。32ページの207人でございますが、特別会計等の職員もおりますので、その乖離が出ているという状況にあります。

以上です。

○議長（梅原好範君） 永海健康推進課長。

○健康推進課長（永海貴子君） 報償費の部分ですが、具体的に申しますと、協定書の中で当初の契約では、医師を例に言いますと、医師1名当たり4万円という協定が結ばれていたわけですが、国とか府の大規模接種の会場の設営に当たり、医師の報償費の単価が徐々に上がりまして、途中から医師の報償費に関しては6万円という形で上昇させていただいたのもありまして、補填をさせていただいたところではあります。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第60号を採決します。

議案第60号 令和3年度京丹波町一般会計補正予算（第5号）について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手多数であります。

よって、議案第60号は、原案のとおり可決されました。

《日程第11、議案第61号 令和3年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）》

○議長（梅原好範君） 日程第11、議案第61号 令和3年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

東君。

○11番（東まさ子君） 10ページであります。

基金積立金ということで1,395万1,000円の基金積立てがされております。基金残高は2億727万1,000円になりますという説明がありました。私、一般質問をしたときに、介護保険料を据置きにしたことで3年間で基金を7,650万円取り崩すという説明があったわけでありましてけれども、令和3年度の様子を見る限りでは、1,395万1,000円が、反対に繰越金が出てきた関係で積立てができるということではありますが、この7,650万円取り崩すということについては、こういう会計の状況から見てどうなのかなというふうに思いますけれども、見解をお聞きしておきたいと思っております。

○議長（梅原好範君） 岡本福祉支援課長。

○福祉支援課長（岡本明美君） 今おっしゃっていただきましたように、先日の一般質問におきましても、第8期の3年間に7,650万円を取り崩すということを想定させていただきました。保険料のほうを据置きとさせていただいたという答弁もさせていただいたところがございます。今回につきましては、前年度繰越金を充てさせていただくことで、基金の積立てを増額して収支のバランスを取らせていただいているところがございますけれども、今年度もまだ年度途中でございますので、給付費のほうも今後伸びる可能性がありますのと、また、来年度、再来年度、3年間の計画期間におきましては、75歳以上の方の人数も一定伸び等も見込んでおきまして、給付費も伸びる可能性もございますので、計画的に活用させていただきたいと考えているところがございます。あくまでも試算ではございますけれども、できるだけ正確に給付費を見込ませていただきまして、基金の活用も考慮しながら運営をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第61号を採決します。

議案第61号 令和3年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、
原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第61号は、原案のとおり可決されました。

《日程第12、議案第62号 令和3年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第1号）》

○議長（梅原好範君） 日程第12、議案第62号 令和3年度京丹波町下水道事業特別会計
補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山田君。

○12番（山田 均君） 歳入の6ページですが、一般会計から繰入金ということで1,225万3,000円繰り入れて、歳出でそれぞれ修繕費等に充当されていると思うんですけども、結果としては、財源不足で1,225万3,000円を繰り入れたということなのかどうか。当然そうだと思うんですけども、具体的に修繕というのが農業集落排水なり公共下水道でそれぞれ必要が生じたということで財源不足になったという解釈でいいのかどうかお尋ねしておきます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 中川上下水道課長。

○上下水道課長（中川 豊君） まず、歳出でございますが、今回は総務費と下水道費、その下水道費の中にも農業集落排水費と公共下水道費でそれぞれ補正をお願いしたところでございます。その財源といたしまして、まず繰越金で今回7万7,000円の増額をお願いし

ているわけですが、これは令和2年度の決算におきまして、合計として47万7,000円の繰越しを確定させたということでございます。先ほどの歳出からこの繰越金を除いたものが、いわゆる議員がおっしゃいました赤字の補填の部分ということになります。その額が1,225万3,000円ということでございます。

その内訳といたしまして、農業集落排水、それから特定環境保全公共事業、それと浄化槽ということで、こちらは令和2年度の決算でそれぞれのセグメントにおきまして、いわゆる決算の状況は47万7,000円の黒字の部分がそれぞれ出ておりますので、再度繰入金の配当先を精査した結果、このように3つの事業に分配させていただいたということでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） 説明はそういうことだと思うんですけども、具体的に言えば、本来、使用料を取っているわけなので、歳入と見込める使用料からいろんな事業、今回の場合でしたら修繕料にその費用を充てるということが基本的には原則だと思います。今回の場合は一般会計からの繰入金を充当しているもので、いわゆる財源不足ということで、下水道の使用料というものは精査をされて増える見込みはないということで財源不足が生じるので一般会計からの繰入れということかと思うんですけども、使用料で賄うというのは基本だと思うんですけども、その点についてもう一度伺っておきます。

○議長（梅原好範君） 中川上下水道課長。

○上下水道課長（中川 豊君） 本来ですと、使用料で全て資本費の回収を行うというのが基本的な考えであるというふうには考えておりますけども、本町の場合ですと、使用料で総事業を賄うことができないということで、一般会計からの繰入金で補填をお世話になっているということでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） これですべての討論を終わります。

これより議案第62号を採決します。

議案第62号 令和3年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第62号は、原案のとおり可決されました。

《日程第13、議案第63号 令和3年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第1号）》

○議長（梅原好範君） 日程第13、議案第63号 令和3年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山田君。

○12番（山田 均君） 歳入の2ページでございまして、一般会計負担金ということで332万7,000円の繰入れがあります。括弧で運営費負担金分ということになっておるわけですが、運営費の負担金分というのは、総額があってそのうちの332万7,000円というのが繰り入れられたということなのか。具体的に財源不足になるために繰り入れたということなのかどうか伺っておきたいと思っております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 豊嶋医療政策課長。

○医療政策課長（豊嶋浩史君） 332万7,000円につきましては、今回、人件費の関係でございまして。今まで人員が1名増えたというところとか、和知診療所の人件費に若干プラスしていかなければならないところがございまして、そのあたりにおきまして財源不足という形になっておりました。この金額が上がっているという形でございます。

京丹波町病院につきましては、会計年度任用職員が1名増えました。この分につきましては、京丹波町病院内の会計の中でやりくりしたわけですが、和知診療所につきましては、看護師2名のうち1名が異動しまして、1名が転入してきたわけなんですけれども、この転入してきた看護師につきましては、管理職の職員でございまして、その分差引きしまして人件費が足りなくなるという形でございます。それプラス人件費の精査がございま

して、その中で手当て、法定福利費、退職手当組合の負担金等のプラスがございます。この分のプラスが今回の332万7,000円の財源不足という形になりまして、今回補正させていただきます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） ということは、人件費の分については、一般会計から繰り入れるというルールに基づいて処理をされたということでもいいのかどうか改めて伺っておきます。

○議長（梅原好範君） 豊嶋医療政策課長。

○医療政策課長（豊嶋浩史君） この分につきましては、診療報酬で本来賄わなくてははいけないんですけども、どうしてもこのあたりまで診療報酬が賄えないというところがございまして、一般会計から繰入れをさせていただくという形でございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第63号を採決します。

議案第63号 令和3年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第63号は、原案のとおり可決されました。

これより暫時休憩に入ります。再開は13時ちょうどとします。

休憩 午前11時53分

再開 午後 1時00分

○議長（梅原好範君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

《日程第14、認定第1号 令和2年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定について～日程第29、認定第16号 令和2年度京丹波町水道事業会計決算の認定について》

○議長（梅原好範君） 日程第14、認定第1号 令和2年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第29、認定第16号 令和2年度京丹波町水道事業会計決算の認定についてを一括議題とします。

16件について、決算特別委員会委員長の報告を求めます。

決算特別委員会委員長、東まさ子君。

○決算特別委員会委員長（東まさ子君） それでは、決算特別委員会報告を行います。

8月31日の本会議において、決算特別委員会に付託されました令和2年度京丹波町一般会計、13特別会計、国保京丹波町病院事業会計、水道事業会計決算認定について、委員長報告をいたします。

決算特別委員会は、9月13日、15日のいずれも午前9時から開催をいたしました。それぞれの審議内容につきましては、議長、議会選出の監査委員を除く全議員で特別委員会が設置されたことから、省略をさせていただきます。

審査の結果につきましては、9月15日に議長あてに提出しております。

お手元に配付の委員会審査報告書のとおり、認定第1号から認定第16号までの16議案について、いずれも原案どおり認定となりました。

それでは、委員会審査報告書を朗読し、報告とさせていただきます。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

事件番号、件名、審査結果の順に報告いたします。

認定第1号 令和2年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第2号 令和2年度京丹波町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第3号 令和2年度京丹波町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第4号 令和2年度京丹波町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第5号 令和2年度京丹波町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案

認定。

認定第6号 令和2年度京丹波町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第7号 令和2年度京丹波町育英資金給付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第8号 令和2年度京丹波町町営バス運行事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第9号 令和2年度京丹波町須知財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第10号 令和2年度京丹波町高原財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第11号 令和2年度京丹波町桧山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第12号 令和2年度京丹波町梅田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第13号 令和2年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第14号 令和2年度京丹波町質美財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第15号 令和2年度国保京丹波町病院事業会計決算の認定について、原案認定。

認定第16号 令和2年度京丹波町水道事業会計決算の認定について、原案認定。

以上、報告といたします。

○議長（梅原好範君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これをもって質疑を終わります。

認定第1号 令和2年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。
最初に、原案に反対者の発言を許可します。

山田君。

○12番（山田 均君） ただいま提案されております認定第1号 令和2年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論を行います。

令和2年度京丹波町一般会計決算は、歳入総額が142億9,201万4,193円、歳出総額が139億4,539万7,851円で、太田町政の3年目の決算は、合併して15年、合併後最大規模の決算となっております。太田町政が公約実現にどう取り組んだのか。町民目線に立った予算執行が行われたのかを示すものであります。予算執行の中には、住民要望やコロナ対策なども実施されていますが、令和2年度の当初予算で太田町政の健康の里づくりを進める方向や姿勢は、住民の願いとは大きくかけ離れていると指摘をしました。特に新型コロナウイルス感染症対策に、国が緊急に国民生活の緊急防衛、家計・中小企業への強力な支援を行うことが必要であることを指摘も行いました。京丹波町としても国や京都府からの指示待ちではなく、京丹波町として何が必要なのか。何が求められているのか。必要な対策は何か。それを把握するためにも緊急に町内の実態調査を隅々まで行い、状況を把握することを行うことも提案しましたが、実施されていません。受け身の姿勢ではなく、積極的に取り組む姿勢が今強く求められていることも指摘をしました。こういうときにこそ基金を活用して具体的な対策や支援策に取り組むべきです。先進事例も参考にすべきであります。太田町政は、健康の里づくりを町政運営の中心に位置づけ取り組んできましたが、次の点を指摘するものであります。

まず、町行政の公正化であります。

情報公開と説明責任を果たし、公正公平な町政運営は、行政の基本です。新庁舎建設で木材調達を町内に本社を置かない製材会社を含めて3社の共同企業体と随意契約を進めました。認定こども園の工事も同じ仕様で進めました。随意契約の理由は、町内産木材活用モデルの形成による森づくりの意欲の拡大、森林林業分野の担い手育成と技術継承など波及効果が大きいとの説明でしたが、町内の林家が意欲を持って取り組むことにつながらないことは明らかです。林家が木材の搬出販売施策で採算が取れないことは明らかです。株式会社八木原木市場、代表取締役の谷口忠武氏も、現在の材価と必要経費の額から考えると、林業収入だけではとても無理であると専門家も指摘をしております。森林は、50年程度の間伐期での皆伐ではなく、持続的な森林経営を考えた取組が必要なことは明らかです。地域の森林資源の実態に応じた多様な施策を進めることが必要なことは明らかであります。

また、新庁舎建設事業費は32億円、周辺整備を含めると40億円を超える見通しであります。太田町長が選挙で公約した新庁舎建設は、規模、構造、工法、仕様を見直して事業費を削減することでしたが、公約とは大きくかけ離れていること、町民が求めた身の丈に合った新庁舎にも全く届いていないこと、町民の願いと大きくかけ離れている点を厳しく指摘するものであります。

もう1点は、ケーブルテレビ事業の民営化です。

債務負担行為で令和2年度から令和12年度までの10年間に9億860万円を限度として支出するものです。ケーブルテレビ事業の民営化は、審議会の答申だけで議会にも利用者である町民にも十分な説明もないまま、太田町政の最優先課題として強引に推進してきました。利用者である町民は置き去りにされているのです。業者が決まり使用料が決まってから町民への説明を行う太田町長の考え方では、決めたことの経過の説明でしかありません。必要なのは民営化を決めるまでに町民に説明し、いろいろな意見を踏まえて方向を出すのが当然であります。説明責任を果たすのは、民営化を決定するまでに町民に説明することですが、アンケートの実施などを求めても必要ないとの考えでは、町民の声を真摯に幅広く聞く姿勢はないことを指摘するものであります。新庁舎建設事業の推進でも、ケーブルテレビ事業の民営化推進でも、太田町政の姿勢は、決めたことを説明、報告することが説明責任になっています。住民が求める情報の公開にも消極的な姿勢です。

また、令和2年度は、コロナ感染症の影響で実施されませんでした。対話を通じて行政に対する希望や意見の把握に努め、情報発信を図るとしたタウンミーティング会場は、22会場から12会場と大幅に削減しました。町行政の公正化とは相反していることを決算認定でも厳しく指摘するものであります。

次に、環境整備では、災害はいつ来るか分からない、防災の拠点として新庁舎建設が必要と推進しながら、災害などの緊急時に住民が真っ先に避難する場所が公民館であります。各公民館などの避難場所の耐震調査などを最優先に行うべきです。避難場所として安全なのか確認すべきであります。災害が起こったときに新庁舎が残っても公民館などの避難所が被害を受けては何もなりません。住民の安心安全を最優先にした取組を求めるものであります。

環境整備では、水道法が改正され、水道事業の民間参入を促進し、広域化、民営化が可能となりました。水道事業の広域連携や共同化は、民営化に道を開く重大な問題であります。水は人が暮らしていく上で絶対不可欠なものであります。水需要の減少、水道施設の老朽化、人材不足など課題解決のためとしてますが、広域化や民営化では水道事業の課題解決にはなりません。水道施設の老朽化や人材不足は、国や都道府県が支援をすべきであります。世界では、水道を民営化した弊害が次々と明らかになり、再度、公営化に戻されている事例も起きており、民営化は住民・自治体にとって百害あって一利なしのものです。この点を指摘するものであります。施政方針の環境整備の中で、原発の方が一に事故に備え、訓練による住民避難計画の確認、検証を行い、課題の解消に努めていくとしていましたが、公営化とコロナ感染症の拡大と3密回避の中では十分な取組もできませんでした。原発は、使用済み核燃

料の処理方法がない、トイレのないマンションと同じです。原発は、人間の判断で運転ストップができます。原発再稼働や運転にきっぱり反対の態度を表明すべきであります。原発事故を起こさせない最も確実な方法は、原発を停止しゼロにすることです。町長の原発問題は国政の問題との考えでは、町民の安心安全は守れません。町長には、町民が安心して生活できるように住民の安全を確保する責任があります。原発ゼロ基本法案に賛成を表明し、行動することを強く求めるものであります。

次に、暮らしの安心安全であります。

周辺部でも安心して暮らせるようにすることが暮らしの安心安全です。それには医療の確保が何よりも必要です。そして、足の確保です。唯一の公的医療機関として京丹波町病院は、医療、福祉、介護など地域医療の核を担っています。誰でもが安心して住み続けられるためには、なくてはならない公的医療機関として、財政が厳しいから病院を診療所に転換するような考え方ではなく、地域医療の中心施設として絶対に堅持・充実する強い決意で取り組むことが今コロナ感染症の中で二重にも三重にも必要になっています。地域医療の中心施設と位置づけ、全力で取り組むことを強く求めるものであります。

また、高齢者の足確保も全国の事例にもよく学び、周辺部を置き去りにしない地域の実態に合ったもので、住民の合意と納得を進めることを指摘するものであります。

子育て支援では、京都府でも全国でも子育て支援の取組が進んでいます。京丹波町では、小中学校給食費、国保税の子どもの均等割の1人3万1,500円の負担、学童保育の利用料などの軽減を求めても、総合的な対策が必要との態度です。令和2年1月末までに生まれた子どもが44人、危機感を感じるとの答弁でしたが、子育て支援は総合的な対策の推進では、危機感を感じているとは思えません。移住や転入の促進はもちろんです、今住んでいる子育て世代の具体的な支援策を最優先で打ち出すべきです。取組が立ち後れていることを強く指摘するものであります。

産業振興では、農業の担い手の高齢化は地域の担い手も高齢化が進んでおり、限界集落も出てきている状況です。農業と地域の担い手確保の取組は喫緊の課題です。もう一刻も待てない状況であります。地域や集落の担い手にも支援を行うべきですが、現状は規模の大きな農家や集落組織への支援が中心です。もちろん集落営農の推進も必要ですが、集落や地域は高齢化の中でリーダーの引き受け手ができないのが現実です。そこにも目を向けるべきです。小規模の担い手農家、家族農業にもきめ細やかな支援が必要であることは明らかです。強くこの点を指摘し、対策を求めるものであります。

また、道の駅などでの農産物販売への認証制度の実施は、予算化もされながら大幅に遅れ

ていることは町長の政治責任が厳しく問われている問題です。強く指摘するものです。

道路整備では、地域の連携や交流圏の拡大など欠かすことのできない社会的基盤と位置づけていますが、旧町間を結ぶ重要な幹線道路である国道27号中山・白土間の改修は、議会でも再三取り上げられてきましたが遅々として進んでいません。危険な箇所であることも明らかであり、もっと国交省などに強く働きかけを行い、目に見える推進を図るべきです。町長の姿勢が厳しく問われていることを指摘するものであります。

また、バイオマス産業都市構想事業の地域熱供給施設事業は、2億5,000万円の事業費を投入しました。モデル事業として推進して進めていくのか。見直しか、中止か、住民目線で判断すべきと指摘しましたが、推進であれば町内で普及推進ができるのか。具体的な方向を示すべきです。

最後に、自衛隊法に基づき町民である18歳と22歳の名簿、氏名、住所を提供している問題です。安保健法が施行され、自衛隊が日本防衛と関係のない海外に派遣されることが可能となり、任務の性質が変わってきていること。自治体が名簿の提供に応じるかどうかは任意であること。本人の承諾なしに名簿の提供を行うことは、個人情報保護法の観点から見ても大問題です。自衛隊法が憲法や個人情報保護法よりも優先するのであれば、まさしく戦前と同じ考え方でありませんか。町長の個人的見解ではなく、思想信条の違う人、多様な住民が住む京丹波町の代表者として、町長は公正公平に判断すべきです。名簿の提供は中止すべきです。中止を強く求めます。太田町政は、正面玄関に自衛隊募集の懸垂幕を掲げています。今は台風の影響で取り外されておりますが、京丹波町が率先して自衛隊への入隊を推奨することは、町民の求めていることとは違うことを指摘するものであります。直ちに中止すべきです。町政は、平和を追求すべき責任と役割があることも指摘するものであります。

令和2年度の施政方針で、町長は、町民への説明責任をしっかりと果たすこと、常に住民目線で物事を考えること、ワンチームで全力を注いでいくことを表明されました。町政運営でこの立場が貫かれていません。町政負担を減らしていくための施策を最優先にしています。身の丈に合わない庁舎建設事業費や新規バス路線の開設など、町外からの呼び込み型施策では安心して住み続けられるまちづくりにはなっていません。当初予算でも指摘しましたが、今住む人が喜びを感じる町であれば人が移り住んでくる。この姿勢でまちづくりを求めましたが、住民が町政の主人公のまちづくりとは大きくかけ離れていることを指摘し、反対討論といたします。

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

篠塚君。

○14番（篠塚信太郎君） 令和2年度一般会計歳入歳出決算について、賛成の立場から討論を行います。

まず、歳入歳出総額であります。歳入総額は142億9,200万円、歳出総額が139億4,540万円、歳入歳出とも過去最高となり、前年度対比を見ましても歳入25億6,445万円、歳出24億4,884万円と大幅な増となりました。

このような増額の主な要因は、新型コロナウイルス感染症対策と新庁舎整備が2年度目を迎えまして本格化したこと。また、たんばこども園整備事業に着手したことによるものであります。

最初に、歳出の総務費であります。新庁舎整備事業が2年度目に入り、工事の進捗率は62.3%と順調に進捗しまして、建設工事費、木材調達、外構工事、完成模型作成及び監理業務委託などに11億4,534万円を支出されております。合併後の懸案事項でありました新庁舎本体工事が先月末に完成し、10月24日に竣工式、開庁は11月1日と聞いておりますが、新庁舎完成を機に新たなまちづくり拠点として、安心安全な防災拠点としての機能を十分に発揮する庁舎として活用するとともに、住民の利便性向上に向けたワンストップサービスの実現などに期待をしているところであります。そして、ほかの自治体にはない新たな試みとして、庁舎内に交流ラウンジがオープンしますが、交流ラウンジは町民の皆さんの関心や期待が大きいことから、多くの町民の皆さんの交流の場として、円滑な運営がされることを期待しているところであります。

また、新庁舎は木造であり、耐久性を向上させるために、外壁等十分なメンテナンスが必要であります。そして、外構の芝生広場や数千本に及ぶ植栽、裏山の竹は定期的な管理が必要であります。

また、新庁舎の床面積は、現庁舎の2.7倍になりますことから、電気料金も約2.7倍になると予測しておりますが、脱炭素社会を目指し、自治体が率先して地球温暖化対策として二酸化炭素削減に努めなければなりません。そのためには、電気使用量の削減などのランニングコスト削減に向け、10キロワットの太陽光発電パネルが設置されておりますが、僅かな発電量であります。さらに、裏山とか空き地とか近隣町有地などを活用して太陽光発電設備の設置により、現庁舎以上にならないような二酸化炭素排出量の削減に努めるべきであります。

そして、新庁舎建設で忘れてはならないことは、和知地区の町有林を伐採し、その木材を使用し、新庁舎が建設されたことでもあります。約60年前に和知町民の方が鐘打、西河内など植林して育成された杉、ヒノキで新庁舎が建設されたことを忘れてはならないと思います。

改めまして、和知地区の先人のご労苦に感謝を申し上げます。

次に、総務費、商工費などで新型コロナウイルス感染症対策として18億円余りが支出をされました。そのうち特別定額給付金として、全町民を対象に1人10万円の給付金が1万3,790人、総額で13億3,790万円が支給され、支給率は99.9%でありました。コロナ禍で収入が減少した世帯へ有効な支援策であったと大きな評価をしているところでもあります。

また、新型コロナウイルス感染症が急速に拡大し、緊急事態宣言が発令され、主に飲食店、観光、宿泊、運輸業などの収入が大幅に減少したことから、新型コロナウイルス感染症対策地域経済活性化対策としてスーパープレミアム商品券の発行、小規模事業者等支援給付金、感染拡大予防支援補助金、飲食クーポン券の発行など2億491万円を支出されております。これらの事業実施により、中小零細企業の事業の持続化と地域経済の活性化に大きな効果があったと評価しています。

しかし、新型コロナウイルス感染症の収束が見えてこないこの現状の中で、中小零細企業の経済は悪化しており、追加の経済支援などを行う必要があると考えているところであります。この新型コロナウイルス感染症対策に関する事業は、令和2年度当初予算には全く計上されておらず、全額補正予算で措置されたもので、大変な事業量、事務量であったと推察をしております。関係担当課職員の皆さんのご労苦に感謝を申し上げたいと思います。

次に、民生費で、介護保険事業特別会計老人保健施設サービス勘定への繰出金として、7,640万円を支出しております。この繰出金は繰出基準がなく、運営費の不足分全額を繰り出していることから、毎年繰出額が増えております。例えば施設の人員配置基準内の人件費を基準として繰り出すなどの繰出基準を設けるべきであることを求めておきます。

次に、民生費で、たんばこども園施設整備工事費、木材調達費として、4億8,048万円を支出されました。そのうち木材調達費は9,636万円ではありますが、設計積算に用いられた見積額は、私が調査した見積額の2倍であり、私の試算では数千万円高い木材を調達したと推測をしております。今後の木材調達の適正化を図るためにも、検証すべきであることを申し上げておきます。

次に、歳入であります。町税につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、翌年度に延納の措置が取られたため、多額の収入未済金が発生しましたが、いまだ新型コロナは収束をしていないことから、未収金の徴収には細心の配慮が必要であることを申し上げておきます。

また、町税で不納欠損処分額が338万円計上されておりますが、貴重な財源であり、公

平公正な行政運営の観点からも、滞納処分の停止等に至るまでに時効の中断の法的措置を行うべきであります。そして、住宅使用料、学校給食費、建物貸付料、農業費分担金、学童保育負担金など負担金、使用料等の収入未済額の収納率向上に向け、一層の取組の強化を図るべきであることを申し上げまして、私の賛成討論といたします。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

西山君。

○8番（西山芳明君） ただいま上程となっております認定第1号 令和2年度一般会計歳入歳出決算の認定につきまして、次の4点を挙げまして賛成の立場で討論を行いたいと思っております。

まず、1点目は、新型コロナウイルス感染が一向に収束気配を見せないまま経過をいたしました令和2年度におきまして、国の臨時交付金を有効に活用した町民生活の安心安全に向けた施策の取組をはじめ、多大な影響を受けた商工業者への支援や休業を余儀なくされた町関連施設への支援など、その影響を最小限に食いとどめるための施策推進に腐心した予算執行が行われたこと。

2点目には、令和元年9月に財政当局から示されました平成30年度から令和9年度の10年間の財政見通しにおきまして、令和2年度と令和7年度、令和8年度は実質公債費比率が18%を超える見通しでありました。3か年平均の実質公債費比率が18%以上となれば、各種事業を進める上での起債発行につきまして、逐一京都府の許可を得る必要が生じるため、施策そのものの推進に大きく制約がかかることが懸念をされておりました。しかし、新型コロナウイルス感染症対策として、国からの多額の交付金投入により、収入額が増加したことも一因とはいえ、計画的な繰上償還による公債費比率の抑制に努力し、結果的に17.7%までの抑え込みができたこと。

3点目には、自主財源の確保に努め、特にふるさと納税におきましては、返礼品の充実や納税取扱いサイトを5か所まで増加させることで、本町への納税誘導に努力をした結果、令和元年度が2,161万1,000円でありましたふるさと納税額を、令和2年度は1億644万6,000円と約5倍に増加させたこと。

4点目は、町税等の収納率向上のため、夜間納付窓口の開設、振替納税の推進、コンビニ納付推進等に取り組み、コロナ禍にありまして納付環境が厳しい中、収納率97.4%と前年度比1.8%減にとどめたこと。

このように、町を挙げて収納率向上や財政健全化に向けた取組を高く評価するものでありますが、普通交付税のうち、合併特例措置が令和2年度で終了したこともあり、より自主財

源確保に向けた取組が重要となります中で、特に不納欠損金の処置に関しましても、まだまだ改善できる余地も多くあることから、本年4月に制定をされました債権の管理に関する条例に基づき、不良債権となるまでに差押え等の手続を取るなど、税等の公平公正な負担の観点からも、不納欠損金の低減化に一層努力するよう要望をし、賛成討論とします。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

岩田君。

○1番（岩田恵一君） ただいま上程になっております認定第1号 令和2年度一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から討論を行います。

令和2年度一般会計決算は、歳入142億9,201万4,193円、歳出139億4,539万7,851円、翌年度繰越1億9,991万6,000円を引いた実質収支は1億4,670万342円となりました。歳出の大きくは新庁舎建設事業や認定こども園建設事業、起債の償還に充当したことによるもので、大型建設事業は令和3年度に完成の運びとなり、それぞれが町民に親しまれる中で活用され、また、子どもたちを育む施設であるよう、今後努めていかなければなりません。

これらに要した事業費は起債に依存しており、また普通交付税の合併特例措置も終了したことも併せ、さらに過年度借入れを行った元金の返済も始まっていることから、今後財政運営は大変厳しいものとなることが考えられます。

このことから、起債の繰上償還も積極的に実施して財政の維持、健全化に前向きに取り組む、あわせて無駄の排除と効率的な行政運営に努めた中、行政サービスの低下を招かぬよう努力いただいたことは評価をしたいというふうに思います。

また、新型コロナウイルス感染症に関わる対策として、町民や売上げが落ち込み打撃を受けている事業者などに交付金を活用した各施策で支援するなど、積極的な対応で暮らしと生活を守る取組を実施するなど、安心安全なまちづくりに効果を上げました。

さらに、従来から私どもが申し上げてきました負担の公平公正の観点から、税をはじめ使用料、手数料など私債権の未収を解消すべく、その債権の適切な管理に伴う条例を整備し、もって、自主財源確保に向け積極的に取り組んでいく姿勢も高く評価いたします。

また、地域商社事業ではふるさと納税、ふるさと応援寄附金をこれまでより一気に5倍強に押し上げ、自主財源確保に大きく貢献したところで、さらにサイトを増やして充実させようとの取組も見られるなど、大きな財源の柱ともなり得る事業の展開が図られたことは、将来につながるものとなりました。

行政は途切れることなく継続しておりまして、いかに適切な時期に的確に公正に判断して

実行に移していくかは、そのときの首長の判断に委ねられ、それを決議するのは議会でございます。

そうした中、また厳しい財政状況の中にあって、太田町長の基本方針である「健康の里づくり 助け合いと活力ある地域づくり」の推進に向けた町民の健康や暮らしの安心安全につながる事業の展開も見られたところであります。

今後、さらなる町民の健康と町政の健康、もって町民の負託に応える施策の展開が図られることを期待し、賛成討論といたします。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

決算認定の表決は起立により行います。

これより認定第1号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第1号 令和2年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数 起立）

○議長（梅原好範君） 起立多数であります。

よって、認定第1号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第2号 令和2年度京丹波町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

坂本君。

○6番（坂本美智代君） ただいま提案されました認定第2号 令和2年度京丹波町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論を行います。

本町の国保加入者は、令和2年度決算では3,516人の2,255世帯と、当初予算時より57人増で世帯数は78世帯増えています。そのうち200万円以下の所得の方が91.4%と、当初予算時より1.3%増となっています。そのうちの18歳以下を含む所得なしが41%、年金のみの高齢者等が27.9%と低所得者が大半を占めております。令和2年度の保険税率は据置きとなったものの、本町の国保税は協会けんぽと比べて約2倍近い保険税となっており、加入者に大変重い負担を強いる国民健康保険事業となっています。

この間、日本共産党議員団は、再三にわたり国保税が高くなる要因の1つである家族の人

数に応じて係る均等割を見直すべきであると言っていました。

また、全国知事会や全国市長会、全国町村会からも政府に対して要望書が提出されてきましたが、令和4年4月から未就学児までを対象に子どものいる世帯に係る均等割の軽減措置が国の施策で減額制度として始まります。

現在、全国では、既に高校生までの均等割の軽減措置を独自施策として実施している自治体が広がっております。本町の基金残高は3億2,684万1,173円であります。基金は加入者の積立金であり、コロナ禍で厳しい状況である中で、今こそ基金を取り崩して国保税の引下げを行うべきであります。緊急時にということで基金積立てをするわけですが、財政力の弱い本町にとって2億円程度は必要であると、このような答弁でありました。しかし、18歳以下の子どものいる世帯への均等割の廃止、そして、1人当たり1万円の保険税を引き下げようとするれば、基金のほんの一部であります4,000万円を取り崩せば国保税の負担を軽減することができます。

さらに、国は、独自の公費繰入れで国保税の軽減を続ける市町村に対して、保険者努力支援制度の交付金を減らすペナルティー措置を導入するとして、保険税を引き上げるよう圧力を強めておりますが、国の言いなりに従う義務は市町村にはありません。地方自治の本旨である住民の福祉増進に全力を挙げるべきであることを指摘いたしまして、反対討論いたします。

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

森田君。

○15番（森田幸子君） 認定第2号 令和2年度京丹波町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から討論を行います。

皆様ご存じのとおり、国健康保険制度は、我が国の社会保障制度における国民皆保険の根底を支えるものであります。平成30年度からは、都道府県が財政運営の責任主体として中心的な役割を担うこととし、市町村では地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険税率の決定、賦課・徴収、保険事業等のきめ細かい事業を引き続き担うこととされました。

本町の国保事業は、被保険者数の減少による保険税の減少、医療の高度化などによる医療費の増加の傾向の中で、厳しい事業運営が続いています。このような中で、本町では、国保税負担を据置きとし、町民の命と健康を守るため、令和2年度よりコロナ禍で大変な中、個別健診受診の拡大を図るなど特定健康診査事業の実施で、疾病予防や健康づくりに積極的に取り組んでおり、町民の健康維持・増進と医療費の抑制に大きな効果を上げてしていると確信しています。

今後とも医療費の適正化をはじめ国保税収納率の向上による負担と給付のバランスを保ち、将来にわたり安定した国保事業運営が図られることを期待して、賛成討論といたします。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより認定第2号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第2号 令和2年度京丹波町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数 起立）

○議長（梅原好範君） 起立多数であります。

よって、認定第2号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第3号 令和2年度京丹波町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

坂本君。

○6番（坂本美智代君） ただいま提案されております認定第3号 令和2年度京丹波町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場で討論をいたします。

本町の75歳以上の高齢者は3,252人、そのうち所得なしの方が1,615人、49.7%を占めております。この間、我が党が実施をいたしました暮らしのアンケートでの回答で、限られた年金の中で介護保険料や後期高齢者医療保険料が高い、命に関わる問題ですといったような回答も多く寄せられておりました。

政府は、高齢者に新たに医療費負担を求める医療制度改革関連法を6月に成立させました。75歳以上が支払う原則1割の医療費窓口負担を2割負担にするもので、来年の10月から実施予定としており、医療の基本と高齢者の安心を奪う大きな問題であります。現在、75歳以上の人が病気やけがで受診した際に病院の窓口で支払う医療費は原則1割負担となっております。現役並みの所得のある方は3割負担です。今度の法律は新たに2割負担の枠を新設し、これまで1割負担だった人のうち一定の収入がある人を2割負担に引き上げるとしてあります。

本町でのこうした2割負担の対象となる高齢者の方は20%以下であるとの答弁でありましたが、これ以上、生活費を切り詰めたり、病院への受診を控えることは無理ですといった

高齢者の方の声もお聞きいたします。収入が限られる高齢者は原則1割負担であっても、年収に占める割合は大きいものであります。窓口負担を引き上げれば受診を我慢する。受診抑制を広げることになりかねません。受診抑制によって、病気の早期発見や早期治療が妨げられ重症化するなど、かえって医療費の増大を招くとして、日本医師会からも指摘をされていると同時に、開業医や勤務医などが加入する全国保険医団体連合会からも反対署名が提出されております。

減らされてきた国庫負担の割合を元の45%に戻して、加入者の所得や、また1人当たりの医療費などに左右され保険料が上がるこうした医療制度を廃止し、国の責任で安心して医療が受けられる制度に見直すことを指摘いたしまして、反対討論といたします。

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

隅山君。

○4番（隅山卓夫君） 4番議員の隅山卓夫であります。

認定第3号 令和2年度京丹波町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の討論を行いたいと思います。

この会計は、保険料の賦課徴収と一般会計からの保険基盤安定化繰入金を受け入れ、京都府後期高齢者医療広域連合へ納付することが主な役割であります。これにより広域連合の財政基盤の安定化に重要な役割を果たしている会計であります。この制度は、高齢化に伴う医療費の増大が見込まれる中で、現役世帯と高齢者世帯の負担の公平化を図ることを目的として、高齢者にも一定の負担を求め、平成20年4月より施行をされました。

少子高齢化が進み、令和2年度（2020年度）以降、団塊の世帯が後期高齢者となり始めることで、後期高齢者支援金の急増が見込まれ、若い世帯は貯蓄も少なく、住居費、教育費等のほかの支出の負担も大きいという事情に鑑みると、若い世帯の保険料負担の上昇を少しでも減らしていくことが今最も重要な課題と言われております。また、人生100年時代を迎え、いつまでも健康長寿を保つための方策を高齢者自身が身につけるため、考え、行動する必要があると思っております。

令和2年度の決算は、保険料特別徴収率は100%、普通徴収率は98.8%、保険料全体では99.8%と、高い徴収率となっております。この結果、実質収支額はプラスとなっており、次年度、広域連合負担金として流用することが可能となっております。

今後も、住民健診の受診率向上などを進める一方、医療制度の財政基盤の安定化に取り組まれることを切望して、賛成討論といたします。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） これですべての討論を終わります。

これより認定第3号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第3号 令和2年度京丹波町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(多数 起立)

○議長（梅原好範君） 起立多数であります。

よって、認定第3号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第4号 令和2年度京丹波町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

坂本君。

○6番（坂本美智代君） ただいま提案されております認定第4号 令和2年度京丹波町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場で討論をいたします。

家族が担ってきた高齢者の介護を社会化し、介護が必要となっても安心して暮らせるようにするとして導入したのが介護保険制度でありました。

しかし、この間、5回の法改正、6回の介護報酬の改定が行われ、2005年の法改正で見直しをしたのが新予防給付であり、訪問介護での掃除や洗濯など生活支援を利用者ができることまで介護で担い自立を妨げているとして、予防という名で要支援・要介護1の人の給付を抑制、また、2014年の法改正では、さらに要支援の人を軽度者として保険給付から外し、自治体の運営する総合事業に移したのです。また、利用者への負担として、施設入所者の食事、居住費を自己負担として、原則1割の利用料負担の一部を2割、3割と引き上げるなど、利用者への負担増と利用抑制をもたらす改悪の連続であります。また、介護事業者への介護報酬の引下げもあり、採算が取れず多くの事業者が総合事業から撤退するなど、利用者はサービスが受けられない事態も生まれました。また、介護現場では、人手不足が常態化している上に、コロナ禍で通常業務に感染対策が加わり、介護現場の負担は増えています。人手不足の背景には、介護職員への待遇の低さがあります。政府は、段階的に賃金の上げを図ってきたと言われますが、十分な改善とは言いがたく、待遇改善とともに業務の負担軽減を図ることが重要であります。

また、今年の8月から特別養護老人ホームや短期入所を利用する低所得者への食費、部屋

代の負担軽減制度の見直しがされ、利用者負担の上限額の引上げとなり、ますます高齢者や家族にとって利用しづらい制度となってきました。

介護保険制度の導入から21年、誰もが安心してサービスが受けられるようにすることが重要であります。介護保険制度としてしっかりと成立するよう、町民の代表である町長、また私たち議員が声を上げ、国に対し要望していくことを指摘し、反対討論といたします。

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

谷口君。

○3番（谷口勝巳君） 3番議員の谷口勝巳でございます。

認定第4号 令和2年度京丹波町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論を行います。

まずは、今日までにこの事業が的確に運用されてきたことを高く評価いたします。歳入では、介護保険料は3億8,400万円となっており、保険料は所得により11段階に区分されるなど配慮されており、その額は最低額2万2,100円から最高額14万6,800円となっております。令和3年3月末の徴収対象者は5,880人です。歳出は、保険給付費が20億8,400万円となっており、事業内容では、介護保険サービス事業者によるきめ細かな委託サービスをはじめ、地域密着型サービスや施設サービスが実施されています。また、介護予防事業としては、多岐にわたる事業が行われており、利用者のよりどころとなっております。介護事業利用者はもちろん、家族にとっても介護保険制度が日常生活の大きな支えとなっており、長寿社会にあってかけがえのない制度として確認しております。

今後、高齢化はさらに進み、介護サービスの給付額はますます増加傾向にあります。町民みんなが助け合い、この事業が継続的に運営されますことを願い、賛成討論といたします。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより認定第4号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第4号 令和2年度京丹波町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数 起立）

○議長（梅原好範君） 起立多数であります。

よって、認定第4号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第5号 令和2年度京丹波町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで討論を終わります。

これより認定第5号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第5号 令和2年度京丹波町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(梅原好範君) 起立全員であります。

よって、認定第5号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第6号 令和2年度京丹波町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで討論を終わります。

これより認定第6号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第6号 令和2年度京丹波町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(梅原好範君) 起立全員であります。

よって、認定第6号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第7号 令和2年度京丹波町育英資金給付事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで討論を終わります。

これより認定第7号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第7号 令和2年度京丹波町育英資金給付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(梅原好範君) 起立全員であります。

よって、認定第7号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第8号 令和2年度京丹波町町営バス運行事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで討論を終わります。

これより認定第8号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第8号 令和2年度京丹波町町営バス運行事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(梅原好範君) 起立全員であります。

よって、認定第8号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第9号 令和2年度京丹波町須知財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより認定第9号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第9号 令和2年度京丹波町須知財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（梅原好範君） 起立全員であります。

よって、認定第9号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第10号 令和2年度京丹波町高原財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより認定第10号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第10号 令和2年度京丹波町高原財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（梅原好範君） 起立全員であります。

よって、認定第10号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第11号 令和2年度京丹波町桧山財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより認定第11号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第11号 令和2年度京丹波町桧山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(梅原好範君) 起立全員であります。

よって、認定第11号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第12号 令和2年度京丹波町梅田財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで討論を終わります。

これより認定第12号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第12号 令和2年度京丹波町梅田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(梅原好範君) 起立全員であります。

よって、認定第12号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第13号 令和2年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで討論を終わります。

これより認定第13号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第13号 令和2年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長（梅原好範君） 起立全員であります。

よって、認定第13号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第14号 令和2年度京丹波町質美財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより認定第14号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第14号 令和2年度京丹波町質美財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（梅原好範君） 起立全員であります。

よって、認定第14号は、委員長報告のとおり認定されました。

これより暫時休憩に入ります。再開は14時30分とします。

休憩 午後 2時16分

再開 午後 2時30分

○議長（梅原好範君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、認定第15号 令和2年度国保京丹波町病院事業会計決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより認定第15号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第15号 令和2年度国保京丹波町病院事業会計決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長（梅原好範君） 起立全員であります。

よって、認定第15号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第16号 令和2年度京丹波町水道事業会計決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

山田君。

○12番（山田 均君） ただいま提案されております認定第16号 令和2年度京丹波町水道事業会計決算の認定について、反対の立場から討論を行います。

令和2年度京丹波町水道事業会計は、地方公営企業法に基づく企業会計に移行して3年目です。地方公営企業法は、経営の基本原則として常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならないとしております。

京丹波町の令和2年度の給水人口は1万3,484人で、前年比305人の減。給水戸数は6,754件で、前年比2件減となっております。1日最大給水量は1万1,718立米となっております。

畑川ダム建設を必要とした根拠は、人口が丹波・瑞穂で2万5,000人でしたが、途中で見直して1万4,260人となりました。水需要は1日最大給水量を1万4,058トンとしました。水需要の根拠とした計画給水人口は2万3,280人、令和2年度給水人口は1万3,480人で、現在の給水人口比では57.9%であります。畑川ダムの水需要の給水先は、町内の企業への給水となっておりますが、令和2年度の町内企業の使用水量上位10社の使用した日量水量は1,320トン、必要水量の26.4%で30%にも届いておりません。実績から見ても、結局、町内企業への水需要調査も根拠の乏しいものであったことは明らかであります。計画の根拠も机上のもので、計画の破綻は明らかであるのに、責任を問う当時の関係者は誰もいない。最後は町民にしわ寄せとツケが回ってくることになっております。結局は、畑川ダムありきで進められてきたことは明らかであります。

また、下山の工業団地の水需要計画では、日量1,050トンであります。現在創業している企業の使用水量は日量49.5トンで、水需要は僅か4.7%です。

平成20年度事業再評価の水需要予測は、生活用水として日平均給水量を4,265トン、業務用水として日平均給水量を5,079トン、合わせて9,344トンの水需要があることを根拠にして、京丹波町も京都府も畑川ダム建設を強力に推進してきました。

しかし、見通しもない開発団地の水需要計画、根拠が曖昧な企業からの水需要要望などを

必要な水需要としてきました。結局、必要以上の水需要予測を立てて過大な投資を行った結果、府下でも最上位となる高額な水道使用料金になっている要因の1つと考えます。為政者の責任は棚上げで水道水を使用している町民が高額な料金で悲鳴を上げているのです。まちづくりにも大きな影響を与えています。畑川ダム建設は、洪水調整が第一の目的となっております。過大な水需要計画に固執することなく、京丹波町への取水量の見直し、負担割合の見直しを京都府と交渉すべきです。為政者の責任で行うべきと強く求めておきます。

丹波・瑞穂の地域は、分水嶺で長年水不足に悩まされてきましたが、そのために多くの水源を維持しながら、水原や下山に水源を確保して9,100トンの水を確保しました。施設の維持管理を業者委託するのではなく、職員が現場主義を徹底して老朽化した施設改修や水源の枯渇などへの対策を計画的に取り組むべきです。

京丹波町は、水道の閉栓・開栓の手数料が1回3,000円で、近隣市の10倍、手数料が水道の基本料金よりも高いという状況です。公共料金が高い住みにくい町になっています。水道料金がその最たるものです。水道料金を引き下げ、基本水量を5トンにすることなど見直しすべきであります。今住んでいる町民はもちろん、もっと気軽にふるさとに帰郷でき安心して住めるまちづくりに取り組むべきです。コロナ対策として、緊急に水道料金の減免を行うことを求めておきたいと思えます。実施を強く求めます。

また、低額で閉栓・開栓ができるように直ちに見直すべきです。1回3,000円と基本料金より高いのはあまりにも異常です。度を超していると思えます。京丹波町のイメージを悪くしているとは思いませんか。直ちに改善すべきです。改善を強く求めるものであります。

水道の給水量は、既存の施設をしっかりと維持管理すれば、ダムだけに頼らなくても安心しておいしい水を十分に賄えることは、毎年指摘しているように明らかです。そのためにも、毎年指摘しているように、有収率を87%以上に取り組むべきです。71.1%ではあまりにも低過ぎます。

また、有効率は90%以上を確保すべきです。72.90%では、これもあまりにも低過ぎます。令和2年度は、令和元年度より有収率が1.33%、有効率が2.33%率が下がっています。取組が不十分であることを指摘するものです。

なお、水道ビジョンについては、一般会計決算認定の討論で申し上げたとおりであります。高齢者はもちろん若い世代も安心して京丹波町に暮らせるために基本水量の見直し、基本料金の引下げ、閉栓・開栓手数料の大幅な引下げを行うことを指摘して、このことを求めて反対討論といたします。

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

野口君。

○2番（野口正利君） 議席番号2番、野口正利。

認定第16号 令和2年度京丹波町水道事業会計決算の認定について、賛成討論をいたします。

終戦後、復興事業としての水道事業は、先人たちによって脈々と受け継がれ、生命の息吹を与えてくれた貴重な財産であります。その財産を50年後、100年後も持続可能な水道として次代に確実に引き継いでいく本町の水道事業ビジョン2020が策定されました。課題は、施設の老朽化、人口減少と大口需要業者の減少であります。1954年から1970年の高度経済成長期に一齐に布設された水道管は、法定耐用年数である40年を超えており、改築や更新が必要となります。人口減少が進むと水道水の使用料が減少し、水道料金にも影響を及ぼすこととなります。人口減少対策には、京丹波町創生戦略を基本に、京都府過疎地域持続的発展方針に基づき、町の自立、発展を目指して実施する過疎対策が打ち出されたところであります。

そこで、町民の関心は、水道料金に地域格差があるのではないかとといった疑問であります。水道事業は税金でなく、利用者の水道料金で賄われている。このことが前提となっており、水道料金に違いが生じるその理由については、1点目、給水地域における地理的要因。2点目、給水地域における歴史的要因。3点目、社会的要因。4点目、外部不経済要因といった要因があり、それぞれ整合性にかなったところは低く、条件が困難なところでは高くなる。このことが地域格差となっている原因であります。

本町総合計画、「日本のふるさと。自給自足的環境社会 京丹波」において、基本方針の1つである豊かな自然と調和する便利で快適なまちづくりの施策のうち、水資源・上水道に関して、水の安定供給、水道事業の健全経営が長期の将来像として示されています。水道事業ビジョンは、水道事業が将来にわたり安定的に事業を継続するための中長期的な計画であり、持続・安全・強靱の3つの観点で理想像を実現するため、地域性を踏まえ、実情に即した取組及び施策の展開を示すものと計画の位置づけがされており、先人たちによって受け継がれた貴重な財産である安心安全な水を未来へつなぐ水道事業ビジョン2020に賛成するものであります。

以上、賛成討論といたします。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより認定第16号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第16号 令和2年度京丹波町水道事業会計決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(多数 起立)

○議長（梅原好範君） 起立多数であります。

よって、認定第16号は、委員長報告のとおり認定されました。

《日程第30、請願第1号 消費税インボイス制度の実施中止を求めるよう国に働き掛ける意見書提出を求める請願書》

○議長（梅原好範君） 日程第30、請願第1号 消費税インボイス制度の実施中止を求めるよう国に働き掛ける意見書提出を求める請願書を議題とします。

付託委員会における審査の経過と結果について、委員長に報告を求めます。

篠塚総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（篠塚信太郎君） 去る9月8日に開催いたしました総務文教常任委員会におきまして、より議論を深めるため、今回提出されました請願書の紹介議員にも出席をいただき、説明を受けるとともに質疑等を行いました。

そこで出された少数意見の主なものとしては、消費税インボイス制度によって煩雑な事務作業と納税の負担が強いられることになる。本町の小規模事業者は大きな影響を受けることになるため、政府に対して声を上げるべきであるといったもの。

また、それに対して、多数意見の主なものとしては、国民感情としては、本来、消費税分は全て国へ納めるべきもので、そのことが消費税のあるべき姿ではないか。税負担の公平性、平等性が一番大事なことであるので、賛成ということには至らないなどでありました。

以上、その内容等について慎重審議協議した審査の結果、請願審査報告書のとおり、不採択となりましたので、審査の経過及び結果について、京丹波町議会会議規則第94条第1項の規定によりご報告申し上げます。

○議長（梅原好範君） 以上、報告のとおりであります。

これより、請願第1号 消費税インボイス制度の実施中止を求めるよう国に働き掛ける意見書提出を求める請願書に対する質疑を行います。

質疑ありますか。

山田君。

○12番（山田 均君） 今回出されました請願は、今委員長から報告があったように、消費税のインボイス制度の実施中止を求める意見書を国に出してほしいということでございました。町内でもこの影響を考えてみますと、個人の事業者とか、特にシルバー人材センターに登録されておられる方とか、道の駅とか、そういうところで賃金をもらったり販売をしているというものも全部関わってくるわけでございます。これまでは1,000万円以下の方については免税ということになっておったわけでございますけども、今回のインボイスというのは、本当に弱小の経営者、また農家、生産者、そういうところに大きな影響を与えるという内容でございます。出されております実施中止と求める意見書は、私は当然国に対して意見を上げていくべきだと思います。その点についてどのような議論、また、どのようなお考えなのか伺っておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 篠塚委員長。

○総務文教常任委員長（篠塚信太郎君） ただいまの山田議員のご質問でございますが、山田議員も委員として審査に加わっていただいておりますので、よくご承知だと思いますが、再度申し上げておきますと、零細業者にそういう負担がかかってくるというようなことは確かにございますが、先ほど報告にも申し上げましたとおり、消費税は収入ではなく、売上金ではなく、国税の預り金だということでもありますので、当然納めてもらった税金は国庫に納付すべきということでもありますし、それと、小規模事業者、零細事業者、農業も含めまして、町内にたくさんおられるわけでございますが、課税事業者と取引する場合にインボイスが必要となるということでもありますので、それ以外では必要ないので、影響は限定的だというふうに考えております。

そして、2023年10月からスタートするわけでございますが、全ての消費税控除ができなくなるということではございません。スタート直後は経過措置が取られますので、2023年10月から2026年10月までは80%の控除、2026年11月から2029年10月までは50%の控除、2029年11月からは控除がなくなって本格稼働ということになるんですが、それまでにこれからまだ8年間ございますので、その辺の課題につきましても、これはまた検討していかなければならないというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） 税の公平性ということも言われました。実際、日本の場合、大企業などは外国へ、例えばトヨタなんかは自動車を輸出する場合には、それにかかっている消費税は戻し税として企業に還付されるという制度になっておりますから、これを考えただけで

も本当に不公平だと思います。あわせて、今ありましたように、2023年10月からインボイスが実施されるということになりますと、持続化給付金などのように、パソコンとかスマートフォンなどデジタル機器でインボイスのデータをやり取りできない事業者というのは淘汰されてしまう危険性があるんだという指摘もされておるわけでございます。こういうことに対して非常に大きな負担になるし、家族経営また1人の経営であれば大きな負担がかかってくるということは明らかであります、その辺についてはどのように考えておられるのか。やはりインボイスというのは直ちに中止をすべきだと、このように意見を挙げるべきだと思いますが、併せて伺っておきます。

○議長（梅原好範君） 篠塚委員長。

○総務文教常任委員長（篠塚信太郎君） 確かに、シルバー人材センターの会員さんとか零細の農業をされている方につきましては、適格請求書を発行するというのは大変な作業にはなるかと思いますが、やっぱり税制の構築をするためにもインボイス制度は必要だという判断で不採択となったというふうに理解をいたしております。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に賛成者の発言を許可します。

東君。

○11番（東まさ子君） 消費税インボイス制度の実施中止を求めるよう国に働き掛ける意見書の提出については、委員会で不採択ということでございました。

したがって、私は、委員会報告に反対の立場で討論を行います。

2018年に実施された消費税10%増税と複数税率の導入に伴い、インボイス制度が2023年10月にスタートいたします。消費税は、売上げの消費税額から仕入れの際に負担をした消費税額を差し引いた差額を納付します。その際に必要になるのがインボイスであり、適格請求書であります。インボイスが発行できるのは消費税の課税業者で税務署に登録した事業者であります。その登録が今年の10月からスタートいたします。令和5年度からはこのインボイス適格請求書がなければ、消費税の仕入れによる税額控除は認められません。売上げ1,000万円以下の免税業者は全国で500万人とも言われております。取引先の課税業者からインボイスの発行を求められ課税業者になるか、消費税分の値引きを求められて

拒めば取引が打ち切られる可能性もあり、死活的な選択を迫られることとなります。農家や直販店にも大打撃を与えます。新鮮で安全な農産物を届ける農家の9割は免税農家であり、インボイスが発行されないと、直販店は仕入れ分の消費税額を差し引くことができないために負担が増大します。生産者に消費税課税事業者になってもらうか。生産者に値引きをさせるか。もしくは負担をそのまま被るのか。選択を強いられることとなります。

今、登録申請の開始を目前にして、全国の様々な団体、与党内からも、コロナ禍の中でインボイス制度の開始を延期すべきとの声も大きく広がっています。日本商工会議所は、取引排除や不当な値下げ、圧力の懸念があること、多くの中小企業はコロナ対応に追われてインボイス制度の準備に取りかけられる状況にないとして、廃止を含めた検討を求めています。全国中小企業団体中央会は、コロナ感染の影響とその回復が緊急課題とし、免税事業者の排除を回避する十分な措置が取られるまで凍結を求めています。中小企業家同友会も死活問題であり、大きな混乱をもたらすとして導入撤回を求めています。農業団体やフリーランスの演劇、映画関係者からも大きな不安の声が挙がるとともに、税理士連合会をはじめ税の専門家団体からも、現行の区分記載請求書等保存方式で十分対応できるとの見解を示して、導入反対の表明がされるに至っております。インボイス制度は、経済活力を失わせる制度であり、指摘が相次いでおります。中小零細事業者が地域経済を支えている本町では、インボイス制度が与える影響は大変大きいものがあります。新型コロナ危機を克服し、地域経済を立て直していくため、なくてはならない中小業者や農業従事者を守り抜かなければなりません。そのため、インボイス制度を現状のまま実施するのではなく、実施を中止すべきであり、請願の趣旨をしっかりと受け止め、私は皆様方に賛同を訴えるものであります。

したがって、今回の委員会報告、不採択には反対の立場を表明いたしまして、討論いたします。

○議長（梅原好範君） 次に、原案に反対者の発言を許可します。

村山君。

○5番（村山良夫君） 私は、ただ今の議案、請願第1号に対して不採択が適当だと、いわゆる賛成の立場で討論をいたしたいと思います。

現在、消費税の申請に関しましては、1,000万円以下は不要ということになってます。不要になっていることによって、場合によれば無駄な消費税を払っておられるケースがあります。特に、農業の場合、具体的に言いますと大型の農機具を買われた場合、例えば500万円のトラクターを買われた場合、消費税50万円で550万円払われることとなります。そして、その農家の方の売上げが300万円で、消費税を入れて330万円の売上げがあっ

たとしたら、消費税を30万円もらっておられるわけです。この場合、ちゃんとした申請をすれば、差引き20万円が消費税から還付されることとなります。そういう意味では、この制度をすることによって、必ずしも負担がかかるとか不公平ということではなしに、非常に正確で、本来還付される消費税もちゃんともらえるし、また、余分の分があればそれは返納するというので、本当にある意味ではいい制度だと思います。一部の方がおっしゃってるのは、本来のそういう税処理に対する認識不足の部分があって、いかにも消費税を取られると言われるけども、逆に無駄な消費税を払って、そのまま余分の負担をしたままで過ごしておられる農家の方もいます。そういう方に対していろんな意味で認識をしていただくために、こういう制度を導入することで国民が平等に負担をすることになるとと思いますので、私は、不採択にしたことに対して賛成の立場で討論をいたしました。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

これで、討論を終わります。

これより、請願第1号 消費税インボイス制度の実施中止を求めるよう国に働き掛ける意見書提出を求める請願書を採決します。

この請願に対する委員長の報告は不採択であります。

この請願は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手多数であります。

よって、請願第1号は、委員長報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

《日程第31、発委第3号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書》

○議長（梅原好範君） 日程第31、発委第3号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書を議題とします。

本件について、提出者の提案説明を求めます。

篠塚総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（篠塚信太郎君） ただいま上程になりました発委第3号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書についての提案説明を申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済

的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いております。このような中で、地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面しております。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには、地方税財源の充実が不可欠であります。

このような状況から、自治体は、国・府と連携しながら新型コロナウイルス感染症対策を今後も継続して実施していかなければなりません。事業実施には財源が必要であります。コロナ禍による厳しい財政状況に対処し、地方税財源の充実が図られ、一日も早く住民の不安が解消され、安心して生活が送れることを強く願い本意見書を提出するものです。

以上、簡単ではございますが、提案理由とさせていただきます。ご賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 以上、説明のとおりであります。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより発委第3号を採決します。

発委第3号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、発委第3号は、原案のとおり可決されました。

《日程第32、発委第4号 京丹波町域の活性化に向けた地域鉄道の維持・充実を求める決議》

○議長（梅原好範君） 日程第32、発委第4号 京丹波町域の活性化に向けた地域鉄道の維持・充実を求める決議を議題とします。

本件について、提出者の提案説明を求めます。

東産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（東まさ子君） それでは、ただいま提案されました発委第4号 京丹波町域の活性化に向けた地域鉄道の維持・充実を求める決議案につきまして、提案説明を申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、JR西日本は、秋のダイヤ改正で山陰本線（園部・胡麻駅間）の減便を発表し、さらに令和4年春のダイヤ改正でも山陰本線を含め昼間の減便を検討されています。鉄道は、通勤や通学など住民の生活基盤であり、減便は大きな影響がありますし、地域住民は不安を感じています。また、地域経済に暗い影を落とすことを危惧しているところです。

本町議会においても、去る9月8日の産業建設常任委員会で、本件について協議をいたしました。コロナ禍の影響を乗り越え、地域ににぎわいを取り戻すためには、地域鉄道の維持・充実が不可欠であると委員一同の意見でありましたので、次の5点につきまして、議会としての決議を提案するものであります。

1 運行間隔の大幅な拡大につながる列車の削減を取りやめ、利用者の乗車機会を確保すること。

2 ダイヤ改正に当たっては、京丹波町及び沿線自治体に対し十分な説明を行い、協議の場を設けること。

3 万が一、列車の削減を行うに当たっては、最小限とするとともに、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う暫定措置とし、収束後直ちにダイヤの復活を行うこと。

4 住民の生活基盤を守るため、引き続き、京丹波町をはじめ沿線自治体及び他の交通機関等と連携し、地域交通の維持・充実に努めること。

5 利便性向上と地域発展、地域間の格差是正のためにも、下山駅以北の全駅へのICカードシステムの導入を早期に行うこと。

以上、ご賛同いただきますようよろしくお願いをいたします。

○議長（梅原好範君） 以上、説明のとおりであります。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

岩田君。

○1番（岩田恵一君） この決議文について、何ら異議を申し上げるところではないんですけども、先日、南丹市長、亀岡市の副市長がJRの京都支社の支社長を訪ねて要望されたということが新聞の記事に載っておりました。京丹波町から行かれたのちちょっと分かりませんが、行政としてやられたということですけども、今後、決議後において、効果を上げるための手だて、本町の議会としてどう展開していくのかということになると思うんです。南丹市、それから亀岡市の議会とも連携せなあかんというふうに思いますし、何かそういった活動の計画があるのなら教えていただきたいと思います。

また、5つ目のICカード、私もICOCAのカードを持っておりまして、たまに下山駅から乗るとしても大変不便さを感じております。胡麻まで利用できて、その以北、綾部まで京丹波町内の駅については利用できないということでは大変不便さを感じていたんですけども、このことについても本町としてどう活動を展開させていこうとお考えなのか。委員長の考えをお伺いしたいというふうに思います。

○議長（梅原好範君） 東委員長。

○産業建設常任委員長（東まさ子君） 活動計画ということで質問がありました。そもそもこの決議というのは、南丹市議会の呼びかけもありまして、取り組むことになったわけでありまして。その際、ICカードのシステム導入などについては、本町が独自に項目を加えさせていただいたのでありますけれども、これにつきましては、南丹市議会も同じようにICカードシステムの導入という項目を増やしていただいて、議決していただいたということでありまして。また、抱えている課題について、決議をすることで行政にもしっかり住民のために取り組んでいただいて、課題解決に取り組んでいただけるということを議会として決議したということでありまして。

それから、ICカードのことにつきましては、亀岡市、南丹市、そして本町も一緒に取り組んでおります京都丹波基幹交通整備協議会というのがありまして、その中で一緒に全て行動を共にしているということでありまして、課題解決に向けて行政ともまた議会としても取り組んでいけるというふうに思っております。

以上であります。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで討論を終わります。

これより発委第4号を採決します。

発委第4号 京丹波町域の活性化に向けた地域鉄道の維持・充実を求める決議について、
原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(梅原好範君) 挙手全員であります。

よって、発委第4号は、原案のとおり可決されました。

《日程第33、特別委員会報告》

○議長(梅原好範君) 日程第33、特別委員会報告を議題とします。

新庁舎建設特別委員会から、調査報告を行う申出があります。

お諮りします。

本件は、申出のとおり報告を受けることにしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 異議なしと認めます。

よって、新庁舎建設特別委員会の報告を受けることに決しました。

新庁舎建設特別委員会委員長の発言を許可します。

鈴木委員長。

○新庁舎建設特別委員会委員長(鈴木利明君) 新庁舎建設特別委員会の委員長の鈴木利明で
ございます。

新庁舎は、8月末に完成を見ました。他方、私たち議員の任期もあと僅かとなりました。
については、ここに新庁舎建設特別委員会調査報告をさせていただきます。

本委員会は、平成29年12月7日に設置後、全議員が委員となり、新庁舎建設に関する
調査を調査事項として、計25回の委員会を開催してまいりました。

それでは、調査報告の3 状況報告と今後の検討課題を読み上げまして、調査報告とさせ
ていただきます。

3 状況報告と今後の検討課題。

新庁舎建設特別委員会は、平成29年12月7日に開催した平成29年第4回定例会で、全議員を委員とする特別委員会の設置を決定しました。

以降、今日まで25回の委員会を開催し、討議を行ってきました。25回の委員会のうち、第16回までについては、新庁舎建設の概要説明から実施計画概要及び概要事業費についての討議を執行部からの情報提供を基に実施してきました。

現在の庁舎本館は、昭和34年に建設され、60年が経過しており構造、設備はともに老朽化が著しく、防災対応の脆弱性は否めない状況です。狭隘な庁舎、庁舎内のバリアフリーの不十分さ、分かりにくい窓口や各課等への複雑な連絡通路、事務スペースの狭さなど庁舎機能の分散、駐車場の少なさから、庁舎建設の必要性は、委員会として十分理解するところであり、加えて、財政的にも有利な合併特例債を活用できる期限内に行うべきであり、早期の着工が必要と結論づけました。

しかしながら、早期着工は望まれるが、半世紀に一度の大事業であるため、慎重審議を進める中で、本町の役所としての機能的、デザインの、財政的等に合致したものを建設し、未来へ残していくため、建設完了までの期間、より重点を置いた調査研究をしていくことが確認されました。

平成30年3月に執行部より提示を受けた設計の基本方針についての項目別協議、令和元年7月に提示を受けた実施設計案に基づき、順次協議を進めてきました。

令和元年11月25日に開催した第17回以降は、本体工事の契約にかかる情報提供や本体工事の着工状況、あわせて現地踏査の実施を行いました。

新型コロナウイルスが猛威を振るう中、建設現場においては、国の感染防止ガイドラインに基づく対策が講じられ、遅延することなく順調に工事が進められてきました。

令和3年8月17日に開催しました第25回を最後とする現場踏査においては、町内産材の香りが漂う庁舎を細部まで踏査し、いよいよ最後の仕上げであることを実感しました。

今後においては、竣工に向け、植栽等外構工事をはじめ町道蒲生野中央線国道9号側拡幅、庁舎裏山の整備が残されています。また、国道27号側の拡幅等早期の着工が望まれます。

開庁後におきましても、維持管理コストの削減を図りつつ、いつまでも清潔で美観が保たれる新庁舎でなければなりません。

さらに新庁舎への移転後の現庁舎の跡地利用についても、地域の活性化にかかる重要な事項であり、早期に方針の策定が必要であります。

以上、委員の任期のほぼ全ての期間に、半世紀に一度と言われる大型プロジェクトに関わる機会をいただきました。各委員が責任を持ってよりよい新庁舎建設を目指し、監視機能を

働かせながら行政と共に取り組んでまいりました。

庁舎は、行政サービス・まちづくり・防災や災害時の拠点であり、ひいては京丹波町並びに町民のシンボルとなるものであります。また、時代の変化に対応した京丹波町の核となる施設であり、庁舎は常に町民のよりどころとならなければなりません。

今後とも議会と行政が1つになって新たな門出を契機に未来へ進んでいくことを祈念し、新庁舎建設特別委員会調査報告といたします。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 以上で報告を終わります。

《日程第34、閉会中の継続調査について》

○議長（梅原好範君） 日程第34、閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員会及び各常任委員会の各委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

以上で、本日の議事日程並びに本定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

よって、本日の会議を閉じ、令和3年第3回京丹波町議会定例会は、これをもって閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時29分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 梅原好範

〃 署名議員 鈴木利明

〃 署名議員 西山芳明